

平成18年第4回竜王町議会定例会（第3号）

平成18年12月19日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- | | | |
|-----|----------------------------------|--------|
| 1 | 健康づくりについて | 西 隆議員 |
| 2 | 生ごみ減量化対策について | 寺島健一議員 |
| 3-1 | 滋賀県の「経済振興特区」制度に申請された特区計画について（伺う） | |
| | | 川嶋哲也議員 |
| 3-2 | インター周辺の開発について | 若井敏子議員 |
| 4 | 子どものいじめ対策について（伺う） | 川嶋哲也議員 |
| 5 | 知事権限の移譲について（伺う） | 川嶋哲也議員 |
| 6-1 | 子育て支援について | 岡山富男議員 |
| 6-2 | 幼稚園児の時間外保育について | 竹山兵司議員 |
| 7-1 | 合併問題と自律のまちづくりについて | 近藤重男議員 |
| 7-2 | 自主的な市町の合併について | 辻川芳治議員 |
| 7-3 | 合併問題について | 若井敏子議員 |
| 8 | 農村総合整備事業追加要望採択について | 近藤重男議員 |
| 9 | 「協働のまちづくり委員会」の設置について | 勝見幸弘議員 |
| 10 | 竜王町の行財政改革について | 山田義明議員 |
| 11 | 外出支援ボランティアに支援を | 若井敏子議員 |
| 12 | 介護保険事業の状況について | 若井敏子議員 |
| 13 | お年寄りに対する町の配食・給食サービスの充実を | 若井敏子議員 |
| 14 | 幼児、児童、生徒の虐待防止等について | 竹山兵司議員 |
| 15 | 温泉施設オープンによる交通安全、防犯対策等について | 竹山兵司議員 |
| 16 | 善光寺川地先の環境美化対策等について | 竹山兵司議員 |

2 会議に出席した議員（13名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員

なし

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	助役	勝見久男
教育長	岩井實成	総務政策主監	佐橋武司
住民福祉主監	池田純一	産業建設主監	三崎和男
政策推進課長	小西久次	総務課長	青木進
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
福祉課長	北川治郎	健康推進課長	松浦つや子
産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
出納室長	竹山喜美枝	教育次長	村地半治郎
教育課長	松村佐吉		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布施九蔵 書記 古株三容子

開議 午前9時00分

○議長(中島正己) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって定足数に達していますので、これより平成18年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長(中島正己) 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、11番、西隆議員。

○11番(西 隆) 平成18年第4回定例会一般質問について、1問の質問をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、健康づくりについて。竜王町住民が地域に誇りを持ち生活していくには、安心安全な平穏で快適な暮らしを望むものであります。昨今の状況は、町に財政的余裕がないのか、経費削減・事業縮小のことばかりであります。無駄を省き効率を上げる努力は必要であるが、町の将来に明るい展望を開くのも行政の責務であります。町も住民も財政的に負担の大きい医療費保険等について、今後取り取り組まれる施策をお伺ひいたします。

平成18年度補正予算までの竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)、また竜王町老人保健医療事業特別会計、竜王町介護保険特別会計の歳出合計は、平成15年度が20億2,831万円、平成16年度が21億2,123万円、平成17年度が少し下がって20億7,303万円、平成18年度においては補正予算までが23億3,186万円であります。そこで、次のことについてお伺ひいたします。

1番、医療・介護給付費削減に対する町長の考え、また、各課の取り組みについてお伺ひいたします。

2番目に、医療・介護給付費削減(健康・安全)に努力している各種民間団体に対する支援策およびその指導についてお伺ひいたします。

○議長(中島正己) 山口町長。

○町長(山口喜代治) 皆さん、おはようございます。また、傍聴の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。ただいまの西議員さんのご質問にお答えいたしたいと思

います。

議員仰せのとおり、健康はなにものにも替えがたいものでありまして、かつてない少子高齢化を迎えた、新しい世紀に入って2000年4月に、国においては「21世紀における国民健康づくり運動」といたしまして、「健康日本21」を提唱されスタートされたところでもございます。

我が国の平均寿命は、生活習慣の改善や医学の進歩により延びておりますこととはご承知のとおりでございます。しかし、食生活や運動不足等を原因といたしまして生活習慣病が増えまして、最近では「メタボリックシンドローム」いわゆる内臓脂肪症候群なる病態が叫ばれ、これら予防については、生活習慣病を改善させることであると言われております。

国の「健康21プラン」を受けまして、県では、「健康滋賀推進プラン」を策定されております。

本町でも平成14年から15年にかけて、すべての人がいきいきと暮らせる町を目指しまして、「健康いきいき竜王21プラン」を、あらゆる階層、住民の皆さんのお知恵を賜りながら策定してまいったところがございます。このことは、十分にご承知いただいているところございまして、この中で健康づくりの目標等お示しいただいておりますので、目標に向け取り組みをしているところでございます。

昨年度から健康づくり応援団なるものとしまして、東近江地域振興局健康福祉部の指導も受けながら、町内企業・事業所・住民の方々一丸となって取り組んでいただく運動を展開していただいているところでございます。これからの活動など啓発もしていただきますが、健康なまちづくりにさらに取り組んでまいりますので、今後とも格段のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

これまでの健康・安全面等幅広い分野でのご活躍をいただいております地域住民団体等における活動も大きな力となっておりますので、さらに運動の展開をお願いするものでございます。

お一人おひとりが健康で、大きな病気になることが少なくなれば、必然的に医療費が要らないわけでございます。元気で活力のあるまちづくりが医療費節減になってまいりますので、なお一層の取り組みを図ってまいります所存でございます。取り組みや現状等、詳しくはそれぞれ担当課長から申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

**○住民税務課長（山添登代一）** 西議員さんから健康づくりにつきましてご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

住民税務課におきましては、国民健康保険事業・老人保健医療事業を担当いたしております。国民健康保険事業における保険給付につきましては、平成15年度では3億8,455万円、平成16年度では4億5,098万円、平成17年度では4億7,419万円と、毎年上昇いたしておるのが現状でございます。

健康づくりへの取り組みといたしましては、国民健康保険の保険者として保険事業を行っておりますが、一般検診や人間ドック等への受検診をいただき、早期発見に努めていただくため検診料の負担金や補助を行っております。

また、レセプト点検によります重複・多受診世帯に対する適正受診の啓発指導や、医療費と健康管理との関心を深めていただくために、医療費通知の発送も行っているところでございます。

さらには、国民健康保険直営診療所におきましても地域医療を確保するという従来の機能に加えまして、高齢者に対する保健・医療・福祉の総合連携の拠点として、地域包括ケアを推進する上で極めて重要な役割を果たすものと期待されておりますし、診療所設置市町と未設置市町では、設置市町が年間一人当たりの医療費が約1万600円程度安くなっているとの調査結果が出ておりますし、国保診療所の役目も大きいものと感じているところでございます。

このような状況の中で、先の医療制度改革におきまして、平成20年度から国保及び被用者保険の医療保険者に対しまして、40歳以上の被保険者及び被扶養者を対象とする糖尿病等の予防に着目した健康診査及び保健指導の事業を計画的に行うことが義務づけられたところでございます。つきましては、今後もさらに健康推進課や国保診療所と連携を取りながら、該当者の把握と健康診査や保健指導等を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 松浦健康推進課長。

**○健康推進課長（松浦つや子）** 引き続きまして、西議員さんのご質問に健康推進課の方からお答え申し上げます。

我が国の平均寿命は、生活習慣の改善や医学の進歩によりまして急速に伸びておりますが、食生活や運動不足などを原因とする生活習慣病が増え、特に糖尿病などの重い合併症を引き起こし、高額な医療費を必要とする患者が増加してきております。

さらに、人々の健康を支える環境につきましても、新型インフルエンザウイルスなどの新しい感染症拡大の危険性や食肉・農産物など、あらゆる食品の安全性と健康被害の危険性、ストレス社会の狭間でうつ病をはじめとする心の健康を脅かす生活の積み重ね、少子化による子どもの減少と地域社会の人間関係の希薄化などによって、子どもへの虐待発達の危険性など、生活を支える環境、人々の精神的・肉体的それぞれの側面で健康増進を図ることが簡単ではなくなってきている現状でございます。

平均寿命の伸展と少子高齢化による介護に頼らない元気な高齢者を増やすためにも、人々のライフサイクルに呼応して、子どもから高齢者まですべての住民の健康づくりが大変重要になってきております。

このような中で、21世紀における国民健康づくり運動といたしまして、「健康日本21」を受けまして、本町では「健康いきいき竜王21プラン」をもとにいたしまして、町民の健やかで心豊かな生活を実現するための取り組みを進めております。

町における健康づくり対策といたしましては、主に、1つといたしまして、感染症対策等危機管理対策、それから2つ目といたしまして、次世代を担う子どもの健やかな成長発達の支援、3つ目といたしまして、高齢化、生活環境の変化などに伴います生活習慣病の対策、4つ目といたしまして、高齢者の介護要望対策、この4つについて主に取り組んでいるところでございます。

近年の医療費高騰になっております生活習慣病予防対策といたしましては、基本健診後の事後指導を充実いたしまして、検診結果説明会や糖尿病やメタボリック症候群のあった方を対象にいたしまして、ヘルスアップ教室やすこやか講座を開催して、運動・栄養の個別指導を行いまして、望ましい生活習慣が持続できる取り組みを進めております。

年間を通じましての運動コース・栄養コースの教室は、住民の方が自分の状態に応じて専門家から助言が受けられまして、仲間と楽しく生活習慣を振り返り、改善できる事業でありますので、継続を希望する声も聞いており、今後は地域の運動施設等との連携によりまして、さらに身近な取り組みを進めていきたいと考えております。

また、食育基本法が制定され、関係部署と連携を図りながら地元の食材を取り入れた地産地消を進めております。子どもにとって食育は生涯にわたる健康づくりの基礎でもあり、小さい時からの生活習慣病予防対策として、健康推進員さん

とともに食育推進活動を積極的に進めておりまして、子育て講座や学校への出前料理指導などを行う中で、食育の大切さを啓発しております。

併せまして、高齢になっても自分の歯でよく噛んで食生活を楽しむため、歯科保健センターと連携いたしまして、8020運動を推進、子どもの時からフッ素洗口を実施して、虫歯予防にも力を入れております。

平成20年度からの医療制度改革に伴って、国民健康保険加入者への検診及び保健指導を行い、健康増進事業の基盤整備を推進する中で、本町の健康課題を医療費の動向や検診結果と医療費・保健事業と医療費のクロス統計など、多方面から評価できるように進めていく予定をしております。そのために、保健事業の対象者を確実に把握して、効果の見える保健事業として実施していけるよう、システム整備などの準備を行ってまいりたいと考えております。

併せまして、健康づくりに取り組む個人を支援する環境を整えていくということで、健康づくり応援団を設置しており、様々な関係分野と連携を図り、健康なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、健康推進員さんにつきましては、地域の健康づくりリーダーといたしまして、町民の健康管理の一端を担っていただいております。その活動は乳幼児から高齢者までの方を対象に、あらゆるところで様々な取り組みを通じて、健康づくりのための推進や啓発をいただいております。今後も健康づくりのサポーターとして、ますます活動範囲を広げていただき、行政と連携・協働する中で町民の健康づくりを支援していただきたいと考えておりまして、西議員さんへのお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 松村教育課長。

**○教育課長（松村佐吉）** 西議員さんの健康づくりの質問に、教育委員会としてお答えいたします。

近年の生活環境の著しい変化から、日常生活の中でも体を動かす機会が減少しております。また、高齢化社会を迎え、スポーツやレクリエーションの重要性がますます叫ばれています。

そこで、教育委員会といたしましては、町の体育振興協会の力をお借りいたしながら健康づくりの一つとして、いつでも誰もが気軽にスポーツを楽しんでいただくために、平成16年度に総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、さまざまなスポーツや交流を通じ、豊かで生き生き暮らせるまちづくりを目指して取り組んでいます。今では、約270人の町民の皆さまにスポーツを楽しんでいただいております。

ります。

また、毎年10月にはドラゴンピックとして町民運動会を開催、1月1日には1年のスタートといたしまして元旦マラソンを、また、学校開放といたしまして、学校の体育館を利用いただきまして、スポーツを通じ体力・健康づくりをしていただいております。なお、これらの事業につきましては、各町の体育委員さんや町の体育振興協会、また、体育指導員さんのご協力をいただく中での事業でございます。

以上、教育委員会としての健康づくりに対する回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 西隆議員。

**○11番（西 隆）** 再質問させていただきます。

先に述べましたとおり、医療費につきまして、給付を含め昨年度に比べて2億5,000万円増えております。新年度予算が今、作成時にあっております。具体的にどのような対策をとられるのか、お尋ねしたいと思います。

なぜかと申し上げるならば、医療・介護給付費を充実するには、健康な人が多くなればよいことではあります。日々の予防に勝るものはないと思います。健康な方が多ければ、医療・介護に対する独自施策もとれるわけではあります。

先に述べました竜王町国民健康保険、また竜王町介護保険の「保険」の「険」という字は、「こざと偏」の「険」ですけれども、これは同じ字になっております。これは「険しい」ということを指しております。この保険の意味は、損害を補う「補償」、「確実なことを保証する」とあります。竜王町老人保健の「健」は「健やか」という字でございますが、これには健康、あるいは強いことを指しております。健康を保つということは、広辞苑にこういうことが書いてあります。先ほど町長も申されましたが、高齢化は大変喜ぶことではあります。いかに健康事業をつくるかということが必要でもあるかと思っております。

高齢者にかかる取り組みで、長野県で「PPK」という施策をとっておられます。こういうことを参考にされたと思いますが、そういう方法について、具体的な19年度の対策についてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（中島正己）** 池田住民福祉主監。

**○住民福祉主監（池田純一）** 西議員さんの再質問にお答え申し上げます。

ご承知のように、年々医療費が高騰しております。特に伸びた原因につきましては、食品の関係、食育の関係、また医療の関係、いろいろ先ほど答弁申し上げます。

ましたとおりでございますけれども、そうした中で医療費が高騰しているわけ  
でございますけれども、特に国民健康保険事業、また介護保険事業につきましても、  
特にこれから行われます、今議論をされております医療費改正におきましても、  
予防対策につきましても重要視をされてきております。

そうしたことから、それに対する対策はどうかということでございますけれど  
も、特にご承知いただいておりますように、高齢者になっても健康・運動というこ  
とで、竜王町におきましては、「おたっしや教室」なるものを、現在、高齢者の  
中で勧めさせていただいております。

このおたっしや教室は、今、高齢者を対象といたしておりますけれども、これ  
は高齢者だけではなく、全町的に教育面においても町民ぐるみの運動として、  
全町含めた中での運動の取り組みもしていただいておりますけれども、特に健康、  
予防を重視した中では、おたっしや教室となるものを進めていきたいと。

先ほど、紹介いただきましたP P K運動ということは長野県の方でされてお  
りますけれども、竜王町ではおたっしや教室を広げていきたいなというふうに考  
えておりますし、医療に対する認識と言いますか、お医者さんに対するかかり方  
という部分でも、ひとつそうした部分の意識改革なりもしていただきたいなと考  
えておまして、その中で楽しく健康づくりをしていきたいという形で、現在取  
組んでいますおたっしや教室は大変人気がございます、楽しく健康づくりがで  
きるということで現在取り組みを進めていただいております。

こうしたことから、これはまちづくりにすべてかかってくるわけでございます  
けれども、冒頭、町長が申しあげましたように、まちづくり全体の、竜王町全  
体の健康を進めていくことがまちづくりの基本であるということをご承知のと  
おりでございますので、こうした運動につきましても大きく展開を広げていき  
たいなと考えておりますので、格別のご支援、またご協力をお願い申し上げ  
たいと思っております。

**○議長（中島正己）** 西隆議員。

**○11番（西 隆）** 今、主監からお答えいただきましたが、具体的な方策、19年  
度に向かって、いかにこの給付を減らすか。これは町の財政に大変重要である  
と思っております。

私のところに医療費の通知をいただくわけなのですが、その裏面にウ  
ーキングの勧め、大変いいことが書いておりますし、医療費の裏面を利用し  
てこういうことをされております。竜王町でも考えているなど。実は、聞いてみた

ころ、これは県の国保連合会からされた用紙を使っているということで、竜王町で考えたのと違うのかと思ったのです。やはり、こういうこともひとつの重要なことと思います。

ウォーキングを勧める、今、歩こう会とか、あるいは夜間に自己管理のために散歩されている方がたくさんおられます。なれば、これを一歩進めて、やはりここまでするのであれば、このあと自己管理だけではなしに応援する意味においても、あるいは万歩計の記録をとっていただいて、年間を通じてある一定の評価をする。やはり、その人の自己申告でもいいかと思うのですけれども、ある一定の方に、がんばられたご褒美と言ったらおかしいですけれども、健康ですので、やはりウォーキングをされております。1年間優秀な方にはシューズを贈るとか、あるいは記念品になるようなものを贈るとか、何かそういう方法をとれば、これがフォローされたことになるわけなのです。ただ贈るだけではだめだと思うのです。

そこで、やはりこういう新しい発想はないものか。再度、今の新年度予算の編成にあたり、いかに減らす努力を各課が、すべての課が考えていないか。そのところをお尋ねしたいわけでございます。

生活安定課においても、交通安全運動をやっていただいております。これをなぜかと言うと、やはり車の事故はお金で解決できます。人体のいろいろな損傷は絶対返ってきません。また、交通事故においても相当な医療費がかかっていると思います。そういうあらゆる手段を各課でとるということが一番必要ではないかと思えます。その点につきまして再度、簡単に結構でございますので、お答えいただきたいと思えます。

○議長（中島正己） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） 再度のご質問にお答え申し上げます。

議員仰せのとおり、そうした目標を持ってということにつきましては、先ほど答弁を申し上げますように、健康いきいき竜王21プランの中にすべて織り込んでおまして、そういうような目標を掲げて、先ほどご紹介申し上げました健康づくり応援団なるものを組織と言いますか、これは食育の方から、また健康、また運動、すべて含んでおまして、企業、それからまた民間団体さん、それから商店の方、住民さん、すべて一丸となって取り組んでいくと。

それから、目標を持ってということでございますけれども、おたっしや教室につきましても、あとで詳しく健康推進課が担当しておりますけれども、それも一

人ひとり目標を持って、当初はこちらの運動士さんなりが指導をさせていただきまして、次回までにどれだけしてきなさいよという宿題を出されると。それで、目標を一人ひとりに持っていただいて進めをしていただいているという方法もとっております。

再度、この健康いきいき竜王21プランを全町的に、これは16年3月に作成させていただきました。この中には、5年後にどれだけ自分の目標を持っていきましょうという目標の指針も出ておるわけございまして、そうした中で、この21プランの大きく啓発と展開をしていくことが、西議員さんのご意見と目標だということに思っております。

そうした形で、次年度につきましては、現在進めております健康づくり応援団を展開していくことが大きな展開ではなかろうかなと考えておりますし、いろいろとございましたら、またご意見も賜りたいと思っておりますけれども、以上、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に、1番、寺島健一議員。

**○1番（寺島健一）** 平成18年第4回定例会一般質問。1番、寺島健一。生ごみ減量化対策について。

平成19年度より、中部清掃組合は、日野清掃センター新施設完成に伴い本格稼働されるところであります。本町では、自律のまちづくりに向けていろいろと改革を実施され、経費節減に努力しているところでもあります。

そこで、家庭で排出する生ごみを分別回収しリサイクルすることで、日野清掃センターへの搬入量を減らし、これにより経費節減に寄与することができると思われま。

今日までに本町でモデル的に各地域で、また近隣市町でもいろいろと実施されている堆肥化が最終の手法かと思われま。堆肥を農地に還元することにより、農業の本来あるべき姿の再興である循環型農業が確立され、活力のある土壤に改良することで、化学農薬・化学肥料依存型農業からの脱却が図れるものと思いま。消費者が最も関心を持ち求めている安全な農産物の生産を目指す一方、家庭の生ごみを対象とすることから、全町民を巻き込んだモラルの向上や共通理解を得るなど合意形成が必要となります。人づくりはまちづくりであり、その最終目標は循環型社会を築くことにあると思われま。

以上のことから、生ごみ減量化の取り組みについて、町として今後どのような対策をお考えか、お伺いいたします。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 寺島健一議員さんから生ごみ減量化対策についてご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

ご高承をいただいておりますとおり、平成19年度より中部清掃組合の日野清掃センター新施設完成に伴い本格稼働されるところであります。

「混ぜればごみ、分ければ資源」今日まで住民の皆さまには、ごみの分別収集にご協力いただき、ごみの資源化・減量化に努めていただいております。平成19年2月からは、白色トレイを新たに分別収集の品目に加え、白色トレイの分別収集を行うことにより、さらにごみの資源化を図るとともに、ごみの減量化に努めてまいります。

ごみ減量化へのウィークポイントは、ご指摘のとおり、生ごみの減量であります。生ごみは、ごみ処理費用における負担増のほか、施設運転へのリスク要素としても大きな影響を与えるものとして考えられます。平成19年度における中部清掃組合日野新清掃センターの本格稼働は、生ごみをはじめとするごみ全体を意識した減量を推進するには絶好の機会と考えております。

本町では、生ごみ減量化対策の1つといたしまして、平成8年度からごみ減量化推進事業に取り組み、生ごみ処理器である堆肥枠（コンポスト）、電気式ごみ処理機・ボカシ容器を購入された方に、その費用の一部として補助させていただいております。今後とも本事業に積極的に取り組み、特に、今後は集落単位で生ごみ処理器（堆肥枠）を購入いただき、堆肥を畑や田んぼに還元していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

農業を基幹産業と位置づけております本町といたしましても、生ごみを堆肥化し農地に還元することは、資源循環型社会（農業）の目指すところでもあり、今後とも積極的に生ごみの堆肥化を推進し、ごみ処理費用負担金の軽減を図り、その軽減分を、集落単位でお取り組みいただきました地区に対しまして還元する仕組みを考えていきたいと思っております。

今後ともなお一層、生ごみをはじめといたします「ごみの減量化」に町民の皆さま方と一丸となって取り組んでまいりたいと存じますので、さらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご質問の「生ごみ減量化対策について」のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） ただいま各地域のモデル的なことを言われたところでございま

すが、今日までにモデル的に試行された成果、いろいろな今言われましたようにコンポストとか、そしてまた堆肥枠とか、そしてまた電気式のという話も聞かされておりますが、いろいろと試行された成果とか、実績とか、今後これらを全町に広められるような可能性があるのか。そのあたりをひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） ただいま寺島議員さんから生ごみ減量化対策についての再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

平成12年度から、町内の家庭から排出されます一般廃棄物（ごみ）の減量化を推進するため、生ごみの再資源利用の促進ネットワークを確立し、資源循環型社会の構築を目的として、竜王町生ごみ対策調査研究委員会を設置し、生ごみの現状、減量化と資源化について調査研究をまいりました。

その結果、生ごみの減量化・資源化については、生ごみを堆肥化し、有機質堆肥として土に還元することが有効だと考えられています。これを実証すべく、生ごみの堆肥化処理事業のモデル地区として、山面地区・七里地区を指定させていただき、地域循環利用調査研究委員会を立ち上げ、ごみに関する学習会・視察研修会や、生ごみ処理器の試行とともに生ごみ処理器専用のごみ袋、これは成分分解性プラスチックでできている袋で、袋ごと堆肥になると言われているものでございます。このごみ袋を作成し、ごみ袋専用試行等による事業のお取り組みをいただきました。

その結果といたしまして、生ごみ処理器の専用ごみ袋は、製造コストが高くつく、袋が堆肥化する前に処理機械の回転軸モーター（攪拌機の軸）に袋が絡む、それから、分別がしっかりとできていなかったもので処理できないものが入っていた等が実証としてあげられました。

また、処理機械を稼働させるには一定量のごみが必要であり、生ごみの種類によって肥料の質が変わる、円滑な運用にはごみを排出する住民皆さま方のご理解とご協力が重要な鍵であると考えられます。

平成13年度には、竜王町総合運動公園内にて生ごみ処理器の試行を3ヵ月間実施し、レストラン「ドラゴン」、町給食センターの生ごみを1日当たり50kgの処理能力の機械で行い、その実証経費は約40万円かかりました。

なお、ドラゴンハットに設置しました堆肥型の生ごみ処理器は、臭いが発生する、コストがかかる等の問題点がございました。

平成14年度には、町内田中地区におきまして生ごみ地域循環利用調査研究委員会を立ち上げていただき、ごみに関する学習会・研修会・アンケート調査や堆肥化試行事業にお取り組みをいただき、生ごみの堆肥化推進にご協力をいただいております。

このような経緯の中で、今後の生ごみ対策といたしましては、生ごみを堆肥化し農地に還元することで、資源循環型社会（農業）の実現と、生ごみの堆肥化による減量化に伴い中部清掃組合の負担金や収集運搬経費などのごみ処理経費の縮減が図れるという、2つの利点があります。

ごみ問題は、住民皆さま方のご理解とご協力なくして解決できるものではなく、そのためにも、ごみ問題の現状と課題について積極的に広く周知を図りたいと思います。生ごみの処理方法については、各家庭による処理を主眼に置き、まず各家庭・各地域から基本に取り組んでいただけるよう、各自治会での学習会・研修会や自主的また試行的に取り組まれる実践活動に対しまして、町といたしましても後押しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申しあげまして、生ごみ減量化対策についての再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） ただいまモデル的な試行の結果を聞かされたところでございますが、今も話がありましたように、日野清掃センターへの負担金とか、今も17年度の実績を見てみますと、日野清掃センターへは年間可燃物（生ごみ等）2,769t、これだけの可燃物等が日野の方へ出されておると。

そしてまた市町村の負担金でございますが、負担金が17年度で9,200万円、その中身は一般負担金と建設負担金、交付税等があるわけでございますが、この一般負担金が4,100万円と、そして建設負担金・交付金等で5,100万円という内訳になっております。

これの負担金の部分でございますけれども、やはり一般負担金の方は均等割が3%で、そして利用割が97%というところでございますので、やはり生ごみをいかに減らし、負担金も減らすと、そんな手法が町としては一番、経費節減に向けての話かなと思っておるところでございます。

そういうことから、今も話がありましたように、生ごみの減量化につきまして、堆肥化が一番、有機還元ということでいい方法かなと思っておるところでございますが、これ1つだけでは町民を巻き込んでというわけにもいきませんので、そのほかには、先ほどから出ておりますように分別の収集、また水切りの運動と

か、そしてまた先ほども言われておりましたように食育、これは食べ物を残さないとか粗末にしないとか、そういうような食育方面からもよろしく願いをしたいなと思っています。

それからもう1点、提案でございますが、畜産農家との連携をして堆肥化をすると。これは先進事例と言いますのか、有機農産物としての実例もあるわけでございますので、ここらあたりも今後19年度の予算に向けまして、これからの徹底をどのように具体的に進めていくのかと、こんなことにつきまして全町を巻き込んだ運動としてお願いをしたいなと思っておりますので、よろしく願いを申し上げまして、質問を終わります。

**○議長（中島正己）** 次に、2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 今回の定例会に3問の質問をさせていただきます。

まず1問といたしまして、滋賀県の「経済振興特区」制度について申請されておるわけでございますが、この点についてお伺いをいたしたいと思えます。

前回、第3回定例会に引き続きまして、竜王インターチェンジを核として計画されている竜王町経済振興特別区域の認定について伺いたしたいと思います。

竜王町の特区計画につきましては、9月議会の答弁では、今年度が認定申請受付の最終年度であり、県の審査会の開催時期に合わせて申請することから、11月初めに申請、21日に審査、認定する評価委員会が開催されたと聞いております。その経過なり結果について伺いたしたいと思います。

新聞報道では、栗東市・竜王町・甲賀市の3地区が申請されまして、初めて名乗りを上げました甲賀市の「国際陶芸産業都市特区」が条件付きで認定にふさわしいという判定をされたところでございます。

竜王町は、早くから県の指導により認定を受けるべく計画を進められてこられたところでございますが、今回も認定されなかったことはなぜか、評価委員会の審査経過及び理由についてお伺いをいたしたいと思えます。なお、今後、引き続き計画の申請をされるのかどうか。また、審査・認定の見通しはどうか、お伺いをいたしたいと思えます。以上、よろしく願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 続いて、7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 通告に従いまして質問をいたします。どうぞよろしく願いします。インター周辺の開発について質問をします。

町当局は議会に対して、今年2月に「ライズ構想」をアディレクト株式会社に説明させています。このライズ構想は、「竜王町地域経済振興構想」と題されて

おりまして、その後5月には、「竜王インターチェンジ等地域資源活用構想」という名で資料が配布されています。これらの計画は、滋賀県が経済振興特区として認定されることと、土地所有者の協力・同意が前提でありますけれども、これら一連の問題について質問をします。

まず1点目に、特区として認定されるのかどうか。西武の協力は得られるのかについて伺いをしたいと思います。

2つ目に、特区として認定されると、どのようなメリット・デメリットがあるのか。このことについてお伺いします。

3点目に、今回提出されている構想の詳細についてご説明をいただきたいと思えます。このライズ構想は、認定を受けるためのものとの説明を受けておりますけれども、実際の実施計画はいつどのように策定されるのか。その際、住民の意見の聴取はどのようにされるのかについてお伺いします。

4点目に、どんな業種のどんな会社がこのインター周辺に張りつくのかについては、雇用の問題など町民の関心も非常に高いものです。民間の開発とは言え、町としてインフラ整備など財政的保障も必要と考えますが、これらについての基本的な考えをお伺いします。

5点目に、先の4点目とも関連するのですが、今、小口地先に場外馬券売り場の計画が進められようとしています。このことについて、計画事業者から町にはどのような説明がされていて、インター周辺全体の開発計画との関係で町は歓迎しているのかなどについて、町の考えをお伺いします。

また、地方競馬の場外馬券売り場設置について、法的にクリアしなければならないことなど、事業者の設置条件、町に許可権があるのかについてお伺いしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** ただいまお2人から滋賀県の経済特区制度についてのご質問がございましたので、まず最初に、川嶋議員さんの「滋賀県の経済振興特区制度に申請した特区計画について」のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員ご高承のとおり、本町はたくましいまちづくりを進めるため、その手段の1つとして、いわゆる県版特区制度の認定を目指し、本年2月とこの11月に申請をしたところでありますが、残念ながら認定には至っていないのが現状であります。

前回は、ライズ構想として、町全域を区域とし、「農と健康新田園拠点創造特区計画」を申請いたしました。審査員からは「総花である」、「まだまだ構想の域を出ていない」などの指摘をいただき、その後、インターチェンジ周辺の未利用地とダイハツ工業滋賀工場の隣接地を地域とし、若者や社会がいきいきとし、元気を生み出すゾーンを整備する「若者交流型活力創造特区」として計画を固めました。

この計画では、ライズ構想を踏まえインター周辺の未利用地の存在や、インターチェンジが持つ人・もの・情報が交流する機能を地域特性として位置づけ、たくましいまちづくりを進めていく上で、その活力の元となる若者に焦点を当て、計画の段階から事業化へ向け一歩踏み出した“あんしん”“にぎわい”“ものづくり”の3つの事業を実施することとしており、前回の指摘からより焦点を絞りまして、具体化した計画にまとめあげたところでございます。

審査会は、非常に限られた時間の中で審査が進められましたが、委員からは、「まちづくり三法も改正され、先行のアウトレットモールも苦戦している状況にありながら、なぜ今、郊外型の開発であるアウトレットモールを市街化調整区域でやるのか、他のアウトレットモールとどのような点が違うのか」との質問や、「病院やアウトレットモールは民間事業として、それぞれに実施すればよいのではないか」などといった意見が出されました。

これらの質問や意見に対し、この地域に非常に事業者が魅力を感じ、具体的な計画として進んでいることや、若者を引き止め、かつ集積したいという思いで計画を進めていることなどを主張しました。

非常に限られた時間の中でしたので十分な主張ができなかったことや、3つの事業がどのような相乗効果をもたらすかが、理解・認識していただけなかったのか、結果として今回の認定は見送られたことは、議員ご高承のところでございます。

この経済振興特区制度は、地域経済の活性化と県全体の経済振興を図るため、地域の特性を生かした力強い、あるいはモデルとなるような産業施策の実施が見込まれる地域を特区と認定し、区域と期間を限定して集中的に支援をする、県レベルでは全国の初の試みとして平成16年度から18年度までの間の制度化された制度であるため、特区の認定は今年度が最終となります。県としては、年度内にもう一度申請の受付をするのか、しないのか、また、来年度以降の新たな経済振興施策についてどうするのかを含め検討されているということをお

ります。

ただ、冒頭に申し上げましたが、本町はたくましいまちづくりを推進していくことが目的でございますので、県の商工政策課経済振興特区推進室や関係機関等の指導もいただきながら、目的達成のための努力をしていく所存でございます。

以上、川嶋議員さんへの回答とさせていただきます。

引き続き、若井議員さんのインター周辺の開発についてのご質問にお答えいたします。先の川嶋議員さんにもお答えいたしましたが、県版経済特区制度につきましては、今回は残念ながら認定には至りませんでした。今後、インター周辺の地域活性化の計画を進めるにあたっては、適切な時期に地元自治会をはじめ議会・住民代表との意見交換も踏まえ、計画を決定していきたいと考えております。

また、今後のまちづくりを考えたとき、インターチェンジの優位性は非常に高いものがあり、また、インター周辺に未活用地が広がっていることを考え合わせると、この地域は町の玄関口であり、早期の開発が必要不可欠であることは明らかでございます。

西武鉄道とのインター周辺の用地提供につきましては、西武側も前向きに検討をいただいているところでございまして、話がまとまり次第、その内容につきましてご報告をさせていただく予定をしております。

特区の認定を受けることのメリットについては、事業主体にとっては、県税の優遇や企業立地助成金等の支援がありますが、町にとっては、開発を進める上での、普通であれば5～6年後にしか行われない都市計画上の区域の見通しが随時に行われ、1～2年程度時間的な短縮が図られるということがあります。

デメリットとしては、特区の認定に当たって各種の法的な規制上のハードルなり枠組みなどを設けてしまうと、既に認定されているいくつかの特区区域においても明らかなように、企業の定着がスムーズにいかない状況にもなりかねません。また、インター周辺の開発には、町として上水道等のインフラ整備が伴いますが、当該地域だけの計画の見直しでは対応できないため、現在、町全体の上水道計画の見直しについても取り組んでいるところでございます。将来のインフラ整備の財源についても、この全体計画の見直しの中で検討していきたいと考えております。

この経済振興特区制度は、平成16年度から18年度までの間制度化された制度であるため、特区の認定は今年度が最終となりますが、先ほども申しましたように、県としては、年度内にもう一度申請を受付するのか、しないのか、また、

来年度以降、新たな経済振興施策についてどうするのかを含め、検討されているとお聞きしております。ただ、先にも申し上げましたが、本町はたくましいまちづくりを推進していくことが目的でございますので、県の商工政策課の経済振興特区推進室や関係機関の指導をいただきながら、目的達成のために努力していく所存でございます。

次に、場外馬券売り場についてのご質問であります。現在のところ事業者から町への計画の説明はございません。町へは、地元小口の自治会長さんから事業者の代理者から事業計画について説明があったと、その資料のコピーをいただいた程度でございます。ただ、町といたしましても、一般的な場外馬券売り場の概要や既施設の状況、県内の候補地としてあがった市等への問い合わせなどをしたところでございます。

場外馬券売り場の設置に当たっては、競馬法施行令により、地域社会との調整が十分に行われていることが必要不可欠とされており、農林水産省当局の行政指導で、地元の同意や警察署との協議、建築確認の承認等が必要となっております。その上で農林水産大臣の承認を要するとなっておりますので、町としては許可権はございません。以上、若井議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 前回も地域創生まちづくり特別委員会でもいろいろご説明をいただいたわけでございます。

1点、町長にお伺いしたいと思えます。認定を見送られた理由とか、そういうものについては、もうある程度理解ができるわけでございますけれども、理由が明確でないように思うわけでございます。甲賀市は条件つきで認定されたというように聞いておるわけでございますが、竜王町におきましても条件面とか、そういうことの中で、なぜ認定されなかったのかということに疑問を持つわけでございます。

それはさておきまして、町長は何回か県にも出向かれまして、説明なりお願いもされてきたと思うわけでございますが、最終、知事との話し合いと言うのですか、知事に会われたことがあるかどうか、その点についてお伺いしたいと思えます。できることなら、やはり一度知事に会っていただいて、十分知事もご存じかと思えますけれども、やはり長として、これだけの計画をする以上は知事に出会っていただいてお話をされるべきではないかなと思うわけでございますが、そのお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま川嶋議員さんから特区認定の件でご質問をいただきました。

私も、この件につきましては十分な勉強をしておりますが、竜王町も非常に竜王インターを核としたまちづくりが必要ではなかろうかということで、この周辺整備を担当課にいろいろな指示をしながら進めてまいってきておるところでございます。

こういったところで、この地域資源を十分に活かしながら、工業、またものづくり、また楽しめるところ、また健康づくりといった面につきまして、いろいろ説明を聞いた上で、何とでもこの特区を申請して取り組んでいただきたいということで指示をしているところでございますが、詳しい内容につきましては、担当の方から先ほど申し上げた状況でもございます。そして、私も新しい知事さんの方にはまだ直接話をしておりません。

いずれにいたしましても前の県有地もございますので、この辺の整備を早く何とかしていただきたいということは、前の知事さんには申し上げたところでもございますし、何分にもこの周辺にはリゾートという網がかぶっておるので、なかなかすぐさま、その点については非常に時間もかかるというような説明を聞いてきたところでございますが、今のこの新しい特区に向けて、何とかこの竜王の地に特区を認可してほしいということは、直接知事さんにはしゃべっておりませんが、県の担当の方には出会うたびに話はしてきた経緯がございます。なかなか県の方も、この特区の認定につきましては、いろいろな問題をクリアしていかなければいけないというようなお話も聞いております。

今、担当の方から説明をさせていただいたような状況でございますので、町長といたしましては、何とでもこれを仕上げていきたいなという思いは変わりはございませんが、なかなかこれをクリアしていくには時間もかかるかと思っておりますけれども、これから皆さんのお力をいただきながら努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 町長には、まず知事に出会うのか、出会わないのかということで聞いておりますので、その点だけご返答いただきたいと思っております。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま川嶋議員から、知事に出会うのか、出会わないのか

ということでございます。私も順を追って、担当の方からまたその場を設けていただくように力を入れていきたいという思いで、知事さんにはお出合いをさせてもらうというように思っております。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 川嶋議員さんの質問なのであれなのですが、この特区の問題については、先ほど課長から話がありましたように、特区としてもう一度検討してもらえるのかもわからない状態だという話でしたよね。そういう状態であるにも関わらず、時間がかかるかも知れないけれども努力をしていくのだという町長の話は、少し整合性がないのではないかなと。川嶋さんが言われるみたいに、本当にそういう特区として認めてほしいという熱い思いがあるのだったら、もう知事に就任して半年ですから、もっと早めにそういう動きがあってもよかったのではないのかなと。

同時に、川嶋議員さんの答弁の冒頭、町長は詳しく勉強していないということをおっしゃっているわけで、担当に任せているのだというお話なのですけれども、本当に特区として認めてほしいのかどうかという、そういう意気込みがこの答弁の中でも感じられないなという思いを感じながら、改めて再質問をしたいと思うのですが、まず特区として認められなくても、インター周辺の開発については進めていくつもりなのかどうか。もちろん、今日までのいろいろなところでの発言などを見ていると、特区として進めるということだけを表面にしているわけではなくて、インター周辺の開発は当然やらなければならないことだというお話もありますから、特区として認められなくても進めていくのだというふうに私自身は認識しているのですけれども、その点について改めて確認をしておきたいのが1点目です。

私は、先の登壇しての最初の質問の時、「インター周辺の開発に対する基本的な考え方」ということをお伺いしたのですが、課長は、インフラ整備についての問題で財源も考えていくのだと、町全体として考えていかなければならないというお話をしていただいたのですが、私は、インター周辺の開発に対する基本的な考え方というのは、そういうものではなくて、町長自身の思いをぜひ語っていただきたいなということで質問通告をしておきました。

ところが、そういう回答がなかったので、改めて2つ目の質問として再質問で出したいのは、インター周辺の開発あるいは企業の誘致というのは、何のためにするのかということなのですね。安定的な町の収入を求めてするのだというふう

に私なりに解釈しておりますし、それは当然のことだと思っておりますけれども、そうしたら、町の収入が安定的に入ってくるということになれば、それで何をしようとしているのかということになると思っております。何をするのかと言えば、それは地方自治体本来の目的である住民福祉の増進ということになる。そうならなければならないというふうに私自身は考えているわけで、そのことを町長自身の口から、ぜひ町民の皆さんに話をしてほしいなと思っております。

『滋賀報知』ですとか、そういういろいろな新聞で町長がお話になる中身は、例えば、経済の活性化や地方財政の確立に向けた有効活用をしていくのだとか、県下広域の地域経済の振興、地域活性化のために開発をするのだとか、インターを中核とした広域的な地域経済基盤の確立や雇用確保に向けた方向づけと将来策定に向けた戦略的な取り組みと、こういうふうな言葉が並ぶのですけれども、これは住民さんから見たら、「いったい何のこっちゃ」と、「それでどうするのだ」という話になってくるのだと思っております。

やはり、あくまでも地方自治の本来の目的は住民の皆さんの福祉増進なのだから、それをするために、住民の皆さんの生活を守るために町としてどうするのか。やはり税収入を安定させなければいけないのだと、その意味で開発するのだと。「開発、開発」が表に出てしまうと、誰のためにするのだという話が、やはり住民の皆さんの中には落ち着かないと思いますので、ぜひその辺での住民さんに対しての説明責任を果たすという意味では、その辺をきちんとしていただきたいと思っておりますし、それは私の思いでありまして、町長はそんなことは思っていないと言われるのかも知れませんので、基本的なその開発に対する考え方をお伺いしたいと思っております。

3点目に、場外馬券売り場のことですが、許可要件は町が許可するという要件は法的にはないのだという話がありまして、これは実は私も承知しているところなのです。ところが、本当に全国の地方競馬の馬券売り場を持っている自治体に問い合わせてみますと、やはり町税収入というのは一定あるのです。それについては、魅力とは言わないまでも、お金をもらっている以上、町としてもそれなりの責任があるのではないかとということと、それと、やはり今もインター周辺の開発を町自体が進めている。あるいは、自律のまちづくりをこれからも進めていくのだという、町としてのまちづくりの方向というのはあるわけで、その方向と馬券売り場が、イメージ的にもまちづくり施策の上でも有効な施設になり得るのかどうかということに対しての町の思いというのは、やはり今、地元自治体

に対して発信していく必要があるのではないのかなと。こういう席ではやはり、町のこれからのまちづくり、安全安心のまちづくりをしていく上で、馬券場がいいものだと考えているのかどうかぐらいの判断は、この席でぜひしていただきたいなと思うのです。

全国で地方競馬は22カ所あります。1995年以降7つの競馬場が廃止されていまして、今開催されているところでも非常に厳しい経営状況と聞いています。広島県の宇部というのがあるのですが、この宇部市に対して、市の交付金は買特金と言うのですが、買特金というのは券の発売金額の約25%と聞いていますが、この買特金の1%を市に払いますという約束を当初されて、そういう協定が結ばれています。恐らく年間4,000万円ぐらい収入があるのではないかなと思っていて多少の期待もあったのだけれども、宇部の場合は、実際開けてみたら、昨年17年で967万円だったのですが、今年18年になって、あの1%という協定を変えてくれませんか、定額にしてくれませんかという話になって、この18年は540万円になったと聞いています。

今、共産党も全町の皆さんに町政アンケートをとっているのですが、そこでは、やはり反対の方がほとんどなのです。ところが、中には賛成の方がある。その方は何かと言えば、「町の収入になるのだったらいいではないか」と、「年寄りもちょっと楽しみぐらいほしいではないか」という話もありまして、今言いました法的根拠はなく、地方自治体に交付金が入るといえるものが確定的ではないということが1つと、逆に、お年寄りのお楽しみというのは、むしろギャンブル依存症が全年齢に広がっていくのではないかという心配もあることから、ぜひこの機会に町として、この施設が竜王町にふさわしいのかどうかについての見解をこの場でお示しいただきたい。以上3点、よろしくお願いします。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま若井議員さんから多くの再質問をいただきました。

まず、1点目は特区の件でございますが、先ほど私が「時間をかけて」というような話をしましたが、これは期限がございますので、この中で目一杯考えていかなければいけないということで、先ほどから申しておりますように、この問題も非常にクリアが大変であるということでございます。そういったことで、それが外れるにしても、この方向性は進めていきたいと思っております。

これらにつきましては、先ほども申しましたように、安全また賑わい、またものづくりといった角度から進めていきたいということで、先ほど2点目のお話で

ございますが、インター周辺の核づくりでございますが、すべてこの3点は、核づくりの中に含まれております。そして、今申されましたように、住民の皆さんにわかりにくい計画だという話もされておりますが、大変私はこの周辺の整備は重要な位置づけであろうと考えてもおりますし、そして、それぞれ県の担当の方にもいろいろ出向きまして、この整備につきましては、それぞれの担当課の方で、先ほど申しましたように、リゾート法がかかっているとか、都市計画法の網がかかっているとか、いろいろな法的な問題も聞かされております。そういうものをクリアしていこうと思うと、大変こういう開発も時間がかかるのではなかろうかなと思っておりますが、精力的に現在その方向性に取り組ませてもらっておるところでございます。

そして、また西武の意向もございまして、なかなか西武さんの方も、大方の方向性はいただいておりますけれども、まだまだ確定した報告に至っておりませんが、これも鋭意努力させていただきまして、この方向性をはっきりとつかんでいきたいと思っております。

こうなるとまいりますと、非常に周辺が大きく様変わりができるような開発になろうかと思いますが、この点につきましても、やはりすぐに税収があって、住民の福祉の向上にすぐつながるのだということには、なかなか一度にはまいりませんが、その方向性に向かって何事の事業も取り組んでいくのが必要ではなかろうかと私は思っております。

そういったことで、インター周辺の整備は大変、施設をつくるだけではなく、道路状況が非常に現在厳しい状況でございますので、まずこのことから手がけていきたいとも現在思っております。

そうなるとまいりますと、なかなか今話しておりますように計画どおりに進めていこうと思いますと、大変時間もかかるということでございますが、これはとりも直さず時間がかかっても周辺整備はとにかくやっていきたいなという思いでございます。そのようになりますと、先ほどもお話が出ておりますように、なかなか住民の皆さん方に、こういう核づくりをしたらこういうように町が変わってくるのだという具体的な方向性も、やはりこれから皆さん方に報告もしていかなければならないと思っておるところでございます。

なおまた、場外馬券の話でございますが、これもいろいろ新聞とか、そのようなことしか私も情報が入っておりませんが、直接その方が町に出向いて私も入って話を聞いたということはございませんけれども、各地域でこういう話があった

のがなかなか同意がもらえないというような新聞報道でございます。そういうことから判断しますと、やはりその問題については十分、地元の町にその話が出てきてもしっかりと調査をしていかないと、受け入れられる問題ではなかったとも思っておりますし、先般もちらっと図面を全員協議会の中でも出ておりましたが、なかなか道路状況の問題とか、内容につきましてはもうひとつ我々もわかりにくい点がございますけれども、非常に道路は渋滞するのではなからうかということも思いました。そういったことを考えますと、そう簡単に「はい、そうですか」というようなわけにもいかないと思いますので、これも調査をしながら、もしこういう町の方に話があがってくる時になれば、十分調査をしながら、また議会の皆さん方と十分精査をして研究をしてからでないと、この話には乗っていけないと思っております。

このことについて、先ほどいろいろお金の話が出ておりましたけれども、全くそのことまでも私は考えてもおりませんし、まず、馬券売り場の施設を受け入れるということについては、私としては、今この場ではその方向性ははっきりと明言はできません。これは何回も申しますけれども、皆さん方と慎重に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 町長から再答弁がございましたけれども、場外馬券売り場におきましては、一帯は工業地域でございます。基本的に工業地域でございますので、町長が申されましたように、やはり製造業等の雇用と税収を見込める施設が町としては望ましいという考え方をしておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） どうも、質問している者のほしい回答と町長の回答とはどうも一致しないのですよね。

改めて質問したいと思うのですが、私は、インター周辺の開発が結局は町民の皆さんの福祉増進につながるのだという話を、そこをメインに住民の皆さんに訴える必要があるという話をしたのですが、これは町長の政治姿勢ですから、そういう思いでなければそんなことは言えませんので、それを要求することの方が難しいのかなという思いはあったのですが、この間、町がいろいろな施策の中で言われる、例えばたくましいまちづくりとか、報知新聞によく載ってくる言い方ですよね。ああいう言い方というのは、やはり町民の生活感情からはぴんと

こないのですよね。町民の生活感情は何なのかと言いますと、お年寄りについては、年金が減って、住民税が増えて、また間もなく後期高齢者の医療費負担で保険料負担が増えるという、そういうお年寄りがいるわけですよね。障害を持った人たちについては、サービス料が増えて、本当に生活ができない。日野の方でお父さんと子ども2人が甲良で自殺しましたけれども、そういう状態になってきているわけです。そういう生活の住民に対して、皆さんの生活を守るために町がこんなことを考えています。今の福祉制度は維持していきたいのだと。そのために町はがんばっているのだと。それでやはり税收確保をしないといけないので開発をするのだと。そのどちらを町長のお話のメインにおくかと言ったら、住民の生活が本当に大変だということに寄り添うからこそ、地方自治体はどうして守っていくのかということを考えるのだと。だから、開発がメインではなくて、住民の生活がメインだという位置づけがなければ、説得力がないと思うのです。「どこか遠いところで開発されるらしい」、「西武のところでは何かされるらしい」「そうですか。賑やかになるのか」というのでは、やはり住民にも訴えるものがない。

私もこの間、竜王町がいろいろ進めてきたことは、十分住民のためになることを進めてきておられるけれども、そのことへの説明責任が十分果たされていないからこそ、なかなか住民が納得できない。合併でも、しなくてもいいという人がたくさんありますから、これは何回も言いますが、わかっているとおられるのですよ。ところが、町のその説明の仕方が住民をメインに置いていないから、そういう結論になってくるのではないのかなと。この辺ではやはり、「住民の生活を大事と言っても、それはなかなかいきませんが」と言われてしまいましたからね、「おお、これはえらいこっちゃな」と思っていたのですが、「住民の生活を守るような福祉施策の充実はなかなか進みません」みたいなことを今の再質問で言われましたので、「これはえらいこっちゃな」と思って聞いていたのですが、その姿勢というのは、私は町長ではありませんから、私が町長だったらそう言うのになと思いついて言っているわけですから、ぜひそのあたりの思いも汲んでいただきたいというのが1点目です。

もう1つは、町長は、馬券場の問題については調査しないとイケないという話をされましたけれども、それまでに課長が答弁していますように、町には何の決定権もないのですよね。だからこそ、竜王町のまちづくりにあの施設が適当なのかどうかということについては、町長の思いをやはり言う必要があると思うのです。町としての思いを言う必要があると思うのです。そのことを、地元が決められる

問題だと言われてしまうと、地元は今本当に大変で、調査をしていかないと簡単には受け入れられないと町長は言われるのですが、地元は大変なのです。地元には全部責任がかぶってきていますから。私も日曜日にずっと皆さんのところに署名に回って、「来てもらわないでおこう」という署名を集めているのですが、なかなかこれも手間のかかる話で、説明して署名してもらうというのは手間がかかるのですけれども、そういうものを区長に出すことで、その区長が同意するかどうかを決めてくれるのだったら、「同意しないでください」という材料として区長に出そうということで、何人かで手分けして署名に回っているのですけれども、そういう積み重ねがなかったら、自然発生的に反対にはならないのです。ましてや向こうの業者はいろいろな手を使って、「何も問題ないですよ」という手紙も送ってきているのですけれども、「いい施設ですよ、いろいろいいですよ。地元の皆さんにも10万円お金をやりますよ」と、「町にもたくさんやろうと思っているのですが、それはまた町と協議します」と言ってきているのですね。

だから、その辺は見抜いて、竜王町全体のまちづくりに、しかもインター周辺で今課長が言われたように、工業地域としていろいろな誘致をしたいと思っていると、その一番最初に馬券場が来ることは、町としてはいかなものかと思っているという程度の話でも、やはり一言議会で言わないと、地域住民はやはり「町が賛成されているのだったら反対したらだめかな」という話も出てくるのです。だから、やはり町としての思いをきちんと言ってほしい。安全安心のまちづくりにふさわしい施設だと思っているのかどうかについて、もう一度改めて確認しておきたいと思います。以上、よろしくお願いします。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井議員さんの再々質問にお答えいたしたいと思います。

今、住民の福祉の向上でございます。その福祉の向上を思っていることによって、地域の開発を進めていかなければいけないと。すなわち、財源を求めるわけでございます。そうでないと、今おっしゃるように、ただもう福祉は当然優先でございますけれども、やはり後ろ盾がないと福祉の向上もなかなか図っていけないということが当然のことだと思って、その方向性に進ませてもらっておるところでございます。

そして、馬券場の問題でございますが、町がはっきり態度を示せということでございますが、ちょっとわかってもらえてないのかなと思うのは、私は皆さんに、しっかりとご相談申し上げてから決めていきたいというように思っております

ので、「あの業者は来てもらったら困るのだ」というようなことを、やはり町長が先に打ち出すべき問題ではなからうかと思っておりますので、この辺はご理解いただきたいと思えます。

**○議長（中島正己）** ここで午前10時40分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、質問および答弁は簡単明瞭にお願い申し上げます。2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 2問目の質問をさせていただきます。子どものいじめ対策について、特に教育長にお伺いいたします。

最近、全国各地で相次ぐいじめや、いじめが原因と見られる子どもの自殺があとを絶ちません。県教育委員会の今回の実態調査では、いじめと疑われる事例を含め、小・中・高校などからの報告では1,207件であると、16日に発表されました。竜王町の小・中学校の調査結果および現状はどうか、教育長にお伺いいたします。

県では、学校でのいじめについて、子どもの視点で解決策を考えてもらうため、児童・生徒による「いじめ対策チーム」を設置、いじめ撲滅、いじめをなくす具体策を検討するとのことをございます。

町教育委員会は、いじめ対策について、教育委員会・学校・保護者などと、その対策・取り組みなどについて話し合いがなされたと思えます。ついては、話し合いによる対策・取り組みの内容および「子どものいじめについて」、教育長の所感をお伺いいたしたいと思えます。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井寛成）** 川嶋議員さんの「子どものいじめ対策について」のご質問にお答えいたします。

本年度後半、国内では多数のいじめ事件が起きました。児童・生徒の自殺が起こっていることは議員さんもお承知のことをございます。10月16日には、福岡県で中学2年生が、からかいから自殺、このことにつきましては、ことあるうか教師が原因でありました。また、11月1日には、岐阜県の中学2年生の子が、いじめ問題から自殺をしているといった事件が起こっております。14件にもおぼっております。毎日のように、テレビや新聞でこのニュースが流れるという事態になっております。

国・文科省といたしましても、いじめを受けたことにより児童・生徒が自らその命を絶つということは、理由の如何に問わず、あってはならないことであり、事態を深刻に受け止め、県を通していろいろとご指導を受けています。文部科学大臣は、児童・生徒宛と保護者および地域の皆さん宛に「いじめはやめましょう。命の尊さを大切にしよう」と呼びかけの文書をも出されるに至ってまいりました。

県内でも、この15日、米原市の方で中学2年生の女子が自殺したというニュースが入ってまいりました。保護者の方の心痛をお察し申し上げるところでもございます。

滋賀県の教育委員会におきましては、いろいろと市町を指導している方で、いじめについて調査されました。県立中学校を含む小・中 392 校で、「いじめと捉えた」「いじめの可能性がうかがえる」「いじめが心配される」と把握された件数が 1,207 件でありました。

議員も心配いただいておりますとおり、当町においても、小学校で「可能性がうかがえる」とするのが4件、「心配される」とするのが17件、中学校では「いじめと捉えた」が3件、「可能性がうかがえる」とするのが4件、「心配される」とするのが7件、合わせて35件ございました。

これらの結果から、町教育委員会といたしましても、引き続き児童・生徒への継続的な指導と支援をしていただくよう、また、件数にあがっていない児童・生徒につきましても指導・観察する中、早期発見・早期対応・即報告をしっかりとるようお願いをしたところでございます。

また、11月29日には、滋賀県教育委員会の生徒指導班の町への訪問を受けまして、直接学校の方にも指導をしていただきました。いじめは、命や人権に関わる問題であり、一人ひとりの命の重さを地道に訴え続けていく取り組みが大切であると。そのためには、保護者・地域との連携や啓発、毎日の子どもの見取りをしっかりとっていくことが大事である、このような指導を受けました。

これらのことから、どの学校も今までから取り組んではいただいておりますが、教育委員会といたしましても再度、校園長会また教頭会・生徒指導主任会を開催し、そのことの重大性を全職員が認識し、特にいじめにあっている児童・生徒から、ささいなサインでも見逃さないよう、校長を中心とした協力体制のもとで、この取り組みに当たっていただくようお願いいたしました。

また、お互いを思いやり、尊重し、一人ひとりの命の尊さや人権の大切さを、

特に「いじめはどこの学校でも起こり得る」と、しかし、「いじめは人間として絶対に許されないこと」と、このことを強い認識を持っていただき、全教科に渡っての指導は当然のことながら、学級活動の時間や児童会・生徒会の時間をフル活用して指導し、先生方をお願いをいたします。これらの取り組みの1つが、川嶋議員さんのおっしゃいました“人権学習によるアンケート調査”を活用しての道徳の授業でございます。

なお、保護者の皆さま方には、PTAの各活動を通しますとともに、学校だよりやこれらの取り組み、家庭・地域において子どもたちのいじめ等による変化がないか、ささいなことでも報告等、保護者や地域等が連携をとった取り組みをお願い申し上げているところでございます。

さらに、教育委員会といたしましても、学校の状況を把握し、対応に努めてまいりますので、地域の皆さま方、また議員各位の皆さまにもよろしくご協力の方をお願いいたします。

いじめ問題は、学校教育だけではなかなか解決することは困難であろうと思います。学校・地域・家庭が車の両輪の如く取り組み、関わりなくてはならないと考えております。竜王町の教育行政方針の中で、知育・徳育・体育のバランスの取れた人としての資質を養い、人間力の向上を目指す教育を進めております。

その中でも最も大事にしていることが、幼稚園や小学校・中学校では、人の命を預かる場所、人の命を育てるところ、人の命と人の命が触れ合うところ、いわゆる生命の尊重、個性の尊重、社会性の陶冶を基本理念としまして、信頼に基づく教育を全領域で進めております。

例えば、「あなたは世界にただ一人の人間だ。チャンスを生かし、トライして輝こう」など、個々の良さや可能性を信じ、児童・生徒一人ひとりに光を当て、色々な場面でチャンスを与え挑戦させることなど、個を大切にされた指導に心がけております。

また、家庭では、どんな時代にあっても、どのように生活様式が変化しても、一家団欒の場であり、子育ての場であることには変わりはありません。大人は、親子の対話や家族とのふれあいを大事にし、子どもの居場所づくりに努めなければならないと思います。

「家庭」という字を漢字で書きますと、家の庭と書きます。庭は、私たちの心を癒してくれるところです。大人も子どもも家庭にはそれぞれ居場所があって、家族で語らい、温かみのある家庭づくりが大切であると思います。

町長が常に子どもたちの前でよく言っておられます、「一に掃除、二に笑顔、三・四が元気でおかげさま」と、この言葉のとおり、部屋の掃除だけでなく心の掃除から始めれば、自然と笑顔が生まれ、元気が出てきます。それは、健康で明るい生活につながり、友だちもたくさんでき、多くの友だちがいて、楽しい学校や地域・家庭づくりをめざし、竜王町の教育を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたしまして、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 教育長さんに再度お聞きいたしたいと思います。

いじめ緊急提言ということで文書が来ておると思うのですが、新聞紙上に載っておりますが、今、教育長さんがおっしゃっていただいた内容もあるわけですが、まず学校は、安心安全で楽しい場所でなければならないということ。次に、これは教育長さんがおっしゃったとおりでございますが、第1次の責任は校長・教頭・教員にあるということをはっきりうたわれておるわけでございます。さらに、各家庭や地域の一人ひとりが当事者意識を持ち、いじめを解決していく環境を整える責任を負っていますという文言があるわけでございます。

しかしながら、学校のみならず、教育委員会の関係者・保護者・地域を含むすべての人々が社会総かかりで早急に取り組む必要があるとうたわれておるわけでございます。

教育委員会も、いじめ解決のサポートチームを結成して学校を支援するというような文言も入っておるわけですが、我々から申し上げますと、学校にほとんど責任があるように書かれておるのですけれども、そうではないと私は思うわけでございます。

2点目に質問をさせていただくわけですが、平成17年度の決算でございますが、決算第1特別委員会でも質問をさせていただいたわけですが、教育委員会の予算の中では、いじめ等問題対策事業ということでお取り組みをいただいておりますにも関わらず、17年度の決算では、予算的な問題でございますけれども、支出がされておらないということでございます。14・15・16年度におきましては、取り組みをされたということでございます。そういうようなことで、17年度はなぜそういう問題について取り組みがなされておらなかったということについてもお聞きいたしたいと思います。

委員さんを15名お願いしてということの中で取り組みをされておるわけですが、再度お聞きいたしますが、17年度は取り組みがなされておらなか

ったということについて、教育長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

さらには、18年度はどのような形の中で取り組みをされるのか。委員さんの委嘱はされておるようでございますが、いまだに取り組みがなされておらないようなことを聞いておりますが、年明けてからということではおかしいのではないかなと思いますので、その点についてもお伺いいたしたいと思います。以上、よろしく願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井寛成）** 再問にお答えさせいただきたいと思います。

先も言いましたように、いじめの問題は、学校だけでは解決できないし、また、学校だけの責任にしていくことは大変な問題です。やはり地域・家庭がしっかりとそれをサポートしていく、そういうような学校教育が正常に行われる環境づくり、これが一番大事ではないかなと思うわけでございます。

そういったことで、ふと思う言葉がございます。「和<sup>わか</sup>諧」という言葉がございます。平和の「和」と、「ごん偏」に「皆」で「和<sup>わか</sup>諧」という言葉がございます。この中で4つのことを教えてくれました。

1つは、人と自然とのつながりを大事にしていこう。2つ目は、人と人との関わりを大事にしよう。3つ目は、人と社会のつながりを大事にしよう。もう1つは、自分との付き合い方を大事にしよう。こういうことを「和<sup>わか</sup>諧」という言葉で思いました。

今の日本社会全体を見てみますと、犯罪が多い、不安定なことや非常に心配なことがたくさんあります。今言いました「和<sup>わか</sup>諧」といったことを大事にする、そういうような社会でなければならないなという思いをするところです。

おかげをもちまして、この竜王町では今まで先人たち皆さんが、こういうふうな「和<sup>わか</sup>諧」の世界といったものを築き上げてくれたものだというふうに思います。これは大きな事件もなく、今、子どもたちがこの竜王町で育っている。これはやはり皆さん方がそういう言葉を大事にして今まで竜王町を築いてきたと。先人たちが残してくださったこういうふうなよい風土を大事にする、これがやはり学校教育をサポートする一番大きな力になるのではないかなという思いをします。

この4つの「和<sup>わか</sup>諧」の世界、こういったものが消えてしまうと、竜王町の教育はもう本当に大変なことになってくるなと思います。そういった意味も思いまして、皆さんと一緒にこの「和<sup>わか</sup>諧」の世界といったものを築く、そういったことで学校教育やこれから竜王町で育っていく青少年をすくすくと育てていきたいと

いうふうな思いをいたしております。

それから、いじめの対策については、次長からお答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（中島正己）** 村地教育次長。

**○教育次長（村地半治郎）** いじめ等対策協議会を開催しなかつた理由について、簡単でございますが、述べさせていただきますと思ひます。

総務教育民生常任委員会でも述べさせていただきましたように、ここ2、3年はいじめ問題では特に大きな問題もなく、校園長会で取り上げまして、改めていじめ等対策協議会を開催しておりません。

また、特に15年度ごろより学校への通学途上での不審者問題や学校の危機管理問題が今のいじめ問題と同様に吹き荒れまして、これの対策に追われ、スクールガードや地域の皆さまのご協力によりまして、沈静化と言うか、平穩に向かつていた矢先に、この2学期の中頃からいじめ問題で子どもさんが自殺まで引き起こし、大きな社会問題となつておるのが現実でございます。

このため、先ほどもご指摘がございますように、正月早々にいじめ等対策協議会を開催いたしまして、いじめ問題について総務教育民生常任委員会で寄せていただきました意見や、いじめ等対策協議会の委員さんの意見などを聞く中で、学校でのいじめの撲滅に努めてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。回答といたします。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 先ほども教育長から答弁があつたわけでございますが、文部科学大臣からも文書も出ておると。さらに、うちも子どもが持つて帰つておるのですけれども、PTA全国協議会、それから町のPTA会長さんからも、緊急のアピールということでお知らせが保護者には来ておるわけでございます。

しかしながら、教育委員会で十分その点をご存じかと思ひますけれども、教育委員会なり教育長からも、今おっしゃつていただく内容においての保護者なり地域の皆さん方にお知らせとか、そういうことをされておらないように思ふのですけれども、その点について確認していきたいと思ひます。

それと、いろいろ教育委員会、昨年から今年にかけて問題があつたわけでございますけれども、今のいじめの問題についてはやはり、これはあろうとなかろうと未然に防ぐというのが原点だろうと私は思ひます。そういうようなことで、ずっと続けていかなければならない問題だろうと私は思ひますので、19年度は、

国は特に予算づけをしてこの問題に取り組むという方針が出てきておりますので、町としての19年度の取り組みの方針についてお伺いいたしたいと思います。以上です。

○議長（中島正己） 岩井教育長。

○教育長（岩井寛成） お答えいたします。

いじめや心の問題は、なかなか、先生に相談しようとか友だちに相談しようとか思いながらも、なかなかできない。これがやはり本当にいじめられている子どもの立場ではないかなと思いをするわけでございます。

竜王町といたしましては、学校の方では、今も川嶋議員さんがおっしゃいましたように、それぞれの学校からいじめ等についてのおたより、また文書が出てあろうと思います。中学校の方でも、今ここに持ち合わせました『いじめ問題についての対応』ということで、中学校の方でも保護者の方に手紙を出してもらっております。

今も言いましたように、なかなかスッと自分では答えられない。そういった部分をどのようにしていくかということで、先だっても竜王町の主監課長会を持ちました。そういった中で、もし竜王町の役場にいじめの相談が入った時はどのように対応したらいいかというようなことも、話し合いを持ちました。やはり、竜王町職員、ただ教育委員会だけがこの問題に取り組むのではなしに、総合行政すべてでこの問題に取り組んでほしいという訴えをいたしました。

そういった中で、竜王町教育委員会としては、役場の職員の誰がそういう電話を受けてもすぐ対応できるように、1つのマニュアルを作成し、全職員に周知をいたしました。そういうふうな取り組みが1つです。

そして、もう1つは、今、心の取り組みをする前は、電話がたくさん役場に入っております。どこの課にかかってくるかわからないということもありますし、県でもこの12月まで、いじめ相談の特設の電話を24時間体制ですということも今日の新聞にも出ておりました。竜王町でも、なかなか24時間というわけにはいきませんが、来年度予算で一本そういうふうな相談を受ける電話をひとつ開設し、子どもたちから、また保護者から、また子育て、いろいろな悩みを持っている方たちの直通電話を一本入れて、特定の間できちんと対応できると、そういうふうな思いで予算要求もいたしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください、2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** いじめ問題につきましては、深刻な問題であると思うわけですので、マニュアルができておるということであれば、議員にも配付していただければありがたいなと思いますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

3点目の質問をさせていただきます。知事権限の移譲について伺います。

県では、現在開会中の12月定例県議会におきまして、農地転用許可など知事が持っている権限901項目を市町長に移す条例案を審議中でございます。知事権限を移譲する条例は、県と市町がまとめた「さらなる権限移譲基本計画」に基づきまして、市町の規模に応じて知事権限を市町に移すものということでございます。

今回、知事から竜王町長に権限移譲される全項目・内容について伺います。また、受け入れに要する事務量および経費などについても伺いたいと思います。以上、よろしく願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** 川嶋議員さんからの知事権限の移譲に対しましてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、住民主導の分権型社会の実現に向けて、地域の課題を住民の責任ある選択によって迅速かつ効率的よく総合的・主体的に解決できるための「さらなる権限移譲基本計画」は、平成18年2月15日に「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」において決定され、県と各市町の実務担当課長が権限移譲検討部会を設置し、共通の課題と対応策および移譲時期等について検討されています。

また、既に平成17年4月現在においても権限移譲がされているものもあります。さらに、計画では、平成19年4月から新たに権限移譲を開始し、平成22年4月までの間、順次実施されようとしています。

移譲時期については、市町において円滑に移譲事務を処理できるよう、各事務権限ごとに引継ぎ準備、受け入れ準備や執行体制の整備などに要する時間を見込み、年次計画的かつ着実に移譲を進めることとされています。

滋賀県から市町へ移譲する事務権限の選定にあたっては、自治事務あるいは法定事務に拘わらず住民に最も身近な基礎自治体である市町において処理することにより、住民の満足度や市町の自主性・主体性を高めるとともに事務処理の効率化を図る観点から、次の3つの選定基準により推進されています。

1つ目は、「事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる権限」

で、例といたしましては、保安林の択伐、屋外広告物の許認可、違反広告物の除去に関する事務などです。

2つ目は、「市町の個性を活かしたり、実情に即した地域づくりの推進が可能となる権限」で、例といたしましては、開発行為の許可、都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務等でございます。

3つ目は、「計画から事務まで、受付から許認可まで一元的・効率的に事務処理が図られる権限」で、例といたしましては、入会林野・騒音規制・宅地造成等、規制に関する事務等でございます。

平成18年度までに移譲事務として既に31項目あり、今回のご質問について平成19年4月からどうであるかでございますけれども、滋賀県知事から7項目が平成19年4月からの権限移譲と見込んでおります。

1つ目に、農作物等に被害を及ぼした鳥獣を捕獲するため「鳥獣の捕獲の許可等に関する事務」。2つ目に、市町の区域内の町または字の区域の新設・廃止・名称変更等の届出受理と告示のための「区域内の町または字の区域に関する事務」。3つ目に、経済産業大臣が定める表示事項を表示せず、遵守しない販売業者に対して書面による指示や公表するための「家庭用品品質表示に関する事務」。4つ目に、民生委員の定数、協議会を組織する区域を定める、民生委員を児童委員に充てる等のための「民生児童委員に関する事務」。5つ目に、保護者から公費負担の申請受理及び育成医療券の交付のための「育成医療に関する事務」。6つ目に、低体重児について療養上必要と認める場合の訪問指導を行うための「未熟児訪問指導に関する事務」。7つ目に、精神保健指定医師による診察要否、精神障害者保健福祉手帳の申請書、通院医療公費負担申請等にかかる審査のための「精神保健及び精神障害者福祉に関する事務」。以上が今回の事務の内容ですが、今後におきましても「土地改良事業」「森林法」「農地等の権利移動・賃貸借」等の事務移譲が、平成22年3月までに順次進む予定であります。

また、移譲受入に伴う事務量でございますけれども、既に申請・受付等の事務処理を行っているものもありますが、事務量も相当増えると思われれます。

経費につきましては、事務処理した件数で算出されており、以前から移譲事務交付金としても受け入れております。平成18年度は、移譲事務交付金として115万8,000円県より入ってくる予定であります。

さらに、権限移譲に伴い、来年度以降につきましても、その事務処理件数によって交付金の経費が算出されます。見通しとしては、事務の権限移譲が進むこと

から、経費は増加すると思われます。

今後におきましても、さらなる権限移譲が推進されると思いきすけれども、町が自主・自律にふさわしい行政体制を自ら整備し、地域の特性を活かしたまちづくりを展開するよう努力してまいりたいと考えております。まちづくりは、議員皆さまをはじめ住民の皆さま方のご理解、ご協力によりまして達成できるものと考えておりますので、さらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上、川嶋議員さんへの回答とさせていただきます。

**○2番（川嶋哲也）** 質問を終わります。

**○議長（中島正己）** 次、10番、岡山富男議員。

**○10番（岡山富男）** 平成18年度第4回定例会一般質問。私は、子育て支援について質問させていただきます。

国・県も、子育て支援につきましてはさまざまな施策をされておられます。竜王町でも、子育て支援につきましても町単独で執り行われてきました。町長が就任して以来、どのような支援策を入れてこられたのか、お伺いいたします。また、19年度予算についても、どのような面で組み入れられているのかも伺いいたします。

また、若い方々が竜王町に住んでよかった、「子育てしやすいまち」をキャッチフレーズに、地域の方と一体となった支援策を検討してもらえないでしょうか。例えば、NPO法人の充実・支援、保育料の見直し、幼稚園保育の延長などさまざまな面についても検討はしてもらえないでしょうか。お伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 続いて、8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 平成18年第4回定例会一般質問、8番、竹山兵司。私は、幼稚園児の時間外保育についてお尋ねいたします。

子育て中の保護者にとって幼稚園児の送迎は、子どもと共に過ごす楽しい一時でもあります。しかし、送迎時間帯が、勤務されている方やパートで仕事をされている方々にとって、園教育時間以外に学童保育のような時間外保育を望まれています。今後の対応と対策などについて伺います。よろしくお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 松浦健康推進課長。

**○健康推進課長（松浦つや子）** 岡山議員さんから子育て支援についてご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

少子化の進行は、経済や社会に及ぼす影響が懸念されるだけでなく、子ども同士のふれあいも少なくなり、自主性や社会性が育ちにくくなるなど、児童の健全

育成にも問題を生み出しております。

本町におきましても、こうした背景を踏まえ、平成17年3月に「竜王町次世代育成支援行動計画」を策定いたしまして、「子育てをみんなで支えあい、子どもがのびのびと健やかに育つまち」を基本理念に計画の実現に努めております。

平成17年度から健康推進課の中に子育て支援係を設け、また助役を本部長、教育長を副本部長、主監・課長や関係機関の長を部員とする少子化対策推進本部を設置いたしまして、少子化対策および子育て支援を町全体の総合施策として位置づけ推進しております。

町の施策として、出産祝金の支給や保育事業の充実、親と子の居場所づくりとしてこども広場の開設をはじめ、身近な地域で安心して子育て・子育てができる環境づくりが大切であり、その推進のため、地域での子育てサロンや児童健全育成事業にも取り組んでおります。また、子育てマップの作成や町のホームページに現在行っております施策につきまして掲載をし、広くPRをしてまいります。

今後におきましては、少子化対策推進本部での検討項目を実現すべく取り組んでまいります。町の中心核を整備し、誰もが出入りできる施設の確保や施策の充実、さらに地域においての子育て支援事業への支援などに努めてまいりたいと考えております。

なお、保育園の保育料につきましては、保護者の所得税によって決定しておりますので、平成19年度から所得税と住民税の税率が変わります。そのために、保育料につきましても変わってくると推測しております。その後、検討してまいりたいと考えておきまして、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 村地教育次長。

**○教育次長（村地半治郎）** 続きまして、岡山議員さん、竹山議員さんより、教育委員会に寄せられているご質問にお答えいたします。

幼稚園における幼児教育時間につきましては、幼稚園教育要領で「幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに配慮すること」と定められております。

この要領に基づきまして、町の両幼稚園とも原則的に、3歳児については8時半より11時半の3時間、4歳・5歳児については8時半より1時半までの5時間の保育を行っております。

今日、社会情勢の推移と共に、幼稚園における子育て支援の1つとしての預かり保育の必要性は感じております。しかし、実施に向けましては、制度・施設・

設備・人材確保等々、クリアしなければならない点も多数ございます。議員もおっしゃっておられますとおり、現今の社会的ニーズに添った幼児教育の推進のため、教育委員会としましては、平成19年度に「竜王町幼稚園教育推進協議会」を立ち上げまして、学級定数の見直しや、ご質問にございます預かり保育を諮問し、幼児の立場、保護者の立場に立った幅広い意見を聞く中、魅了ある、よりよい幼児教育の推進・充実に努めてまいりたいと思っています。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 岡山富男議員。

**○10番（岡山富男）** 特に子育て支援ということで、町全体的にさまざまな支援策もされておりますし、公民館等でも子どもたちに対してのドラゴンカレッジとかわんぱく交流塾、また、町全体でスポーツ少年団・ドラゴンスポーツクラブとか、さまざまな方でも支援をさせていただいているということもあります。

その中でもやはりまだまだ何割か、子どもたちがそちらの方には行けていない子どもがたくさんいると思います。その辺の比率・割合等も持っておられるようでしたら、その辺のお答えをさせていただきたいとともに、やはりそれと伴って、もう1点は、これは委員会でもあったのですが、子育てをしている親のストレスによる虐待等が出ているとか、そういうことが近年多くなっていると思います。その辺によって、竜王町としてもさまざまな支援策、先ほども言われておりますが、そのところでの対応策というのをされているのかどうかということもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（中島正己）** 松浦健康推進課長。

**○健康推進課長（松浦つや子）** 岡山議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1点目のさまざまな事業を行っているわけですが、それに来られておられない方等の比率ということですが、健康推進課で担当させていただいておりますのが遊びの広場とか、そういうものですが、それにはたくさんの方に「来てくださいね」ということで呼びかけをさせていただいているようなことです。

何人来てくださいというような事業ではありませんので、火曜日と金曜日に開いている、それにたくさんの方に「来てくださいね」というような形で呼びかけをさせていただいております。

それから、2つ目の親のストレスでの虐待の対応等ということなのですが、これにも、まずうちの方で乳幼児検診等をさせていただいております。そういう中で、さまざまな保護者さんのご意見等、またいろいろなストレス等も保健師や保

育士等々と話し合いながら、1つずつ解決させていただいているようなことです。

併せまして、遊びの広場とか赤ちゃん相談とか、その年齢によっても違ってくるわけですが、そういう事業の中で、できるだけ保護者さんと保育士、また保健師が話し合う中で、また、内容によっては専門の講師が相談に乗るということもございますが、そういう中で対応させていただいているようなことです。

以上、簡単ですが、岡山議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 村地教育次長。

**○教育次長（村地半次郎）** 岡山議員さんの再質問で、公民館教室とかいろいろな教室で子どもさんを集めてする事業について、断っているとかいろいろあるということですが、一応定数を決めさせていただいております。なぜかと言いますと、スタッフの関係とかいろいろな関係で、無制限に受け入れると危険が伴うとか、いろいろな問題が上がってきます。

そして、できるだけ抽選はさせていただいておりますが、最大限このぐらいだったらいけるのではないかということで、配慮はさせていただいて教室を開催させていただいております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 岡山富男議員。

**○10番（岡山富男）** 今の次長の回答の中で、何も私は、定数を決めているのかどうのこうのと言っているのではなくて、何人来ているのですかと、何パーセントなのですかという話を聞いているのです。違うことを答えてもらったら困ります。やはり、そこをしっかりと答えてほしいのです。

それと、一番最初に私が質問している中で、特にこれは町長に答えてほしいが、助役さんでも答えてほしいなと思っていたのは、若い方が竜王町に住んでよかったですと、これは前から町長も言っておられますし、こういうところで、どういう実現をしていくというのは方針の中でもどんどん入っていると思いますが、それに対して今まで現実にどういうようにされてきたのかと、これを答えてほしいなというのがあるのですね。それが私が望んでいるところで、今後それをどういうようにしていくか。そのために19年度の予算の中にも、どういうところで含まれているのかなというのも聞きたいわけです。それを私は答えをほしいということを行っているので、再度質問させていただきます。

**○議長（中島正己）** 勝見助役。

**○助役（勝見久男）** 岡山議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

先ほど課長から答えましたように、竜王町の少子化対策推進本部を設置いたし

まして、子育て支援に対します総合的な施策をどうするかということで検討してきているところでございます。

特に子育て支援につきましては、ご承知のとおり、各課にまたがる事業がたくさんあるわけでございまして、それを総合的に連携をとって、お互いに協力しながら進めていくということが大事であるというところから、こういった組織をつくったわけでございます。

今、それぞれのやっております子育て支援につきましての事業の精査・点検をする中で、これからの新しい施策についても具体的にしていかなければならないのではないかとということで、特に子育て中のお父さんやお母さんのご意見・ご要望・声を聞いて、そして新たな施策に取り組みをしていくということが大事ではないかとということで検討しているところでございます。

いろいろな施策につきましては、特に医療費の助成の問題、あるいは保育料の問題、また児童手当等の育児手当の問題、いろいろたくさんあるわけでございますが、その中で町として本当に効率的な子育て支援策がとっていけないかということで今検討いたしておりますので、できるだけ要望を聞かせていただく中で、新年度の予算等に反映できるものがあれば、していきたいと今考えているところでございます。今の段階で具体的にこれとこれということは決定のところまでは至っておりませんので、早急に決めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（中島正己）** 村地教育次長。

**○教育次長（村地半次郎）** 岡山議員さんの質問にお答えします。

ただいま資料がございませんので、会期中に出させていただきます。よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** ただいまお答えをいただいたのでございますが、子育ては大変労力が伴いますが、子どもの成長、また孫の成長が、家族にとりましても大きな喜びと生きがいの糧でもあります。地域での園児の送迎によりまして、地域の連帯感が深まっているものと存じます。

そこで、少子化対策の一環として、時間外保育について、保護者の希望やこのことの見解を聞かれたことや、また、調査されたことがあるのか、伺います。よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** 村地教育次長。

**○教育次長（村地半次郎）** 直接聞いたことはありませんけれども、保護者の方々から噂には聞いております。以上、お答えとさせていただきます。

**○8番（竹山兵司）** まちづくりの一環として、子育て真っ最中の若い保護者の悩み事は、このことについても切実な願いだと思いますので、ぜひまたアンケート調査をされるべきではないかと思います。

また、さらに預かり保育ということをお考えいただいていることは大変喜ばしいことですので、ぜひ予算化されたいと思います。この点について伺います。

**○議長（中島正己）** 村地教育次長。

**○教育次長（村地半次郎）** 議員さんのご質問にお答えします。

先ほど諮問ということで、需要者と言うのですか、意見も当然聞く項目には、事務局の方からも提案させていただきたいと思っております。以上、お答えとさせていただきます。

**○8番（竹山兵司）** 予算化の方向に向かって取り組んでいただきたいという希望を申し上げまして、質問を終わります。

**○議長（中島正己）** 次に、5番、近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** 平成18年第4回定例会一般質問。5番、近藤重男。合併問題と自律のまちづくりについて伺います。

最近、区長会をはじめ各種組織の会議において、市町村合併の動向について、会議が終了しますと担当課より説明されておりますが、会議の開催の通知の文書にも何ら明記をされておらず、なぜ突然に合併問題を話されるのか。ただ、情報の提供と言われているが、短時間の説明であり、何ら意見を聞くこともされていません。近隣の市町村の財政状況については詳しく情報提供されているが、全員協議会で配布された検討資料の近隣市町村との合併パターンに対する協議は進められておられるのか、伺います。

また、過日の地域再生まちづくりの取り組み成果を示されましたが、山口町長の公約から見れば、当面は自律の推進計画に基づくまちづくりの推進を行われているように思うのでございます。合併問題と自律のまちづくりの展望について伺います。以上、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 続いて、9番、辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** 自主的な市町の合併についてお伺いいたします。

去る11月2日、滋賀縣市町合併推進審議会において町長の意見聴取が行われ、

その内容については各種組織に説明され、地方紙や広報などで公表されたところ  
です。

その後、11月27日の審議会では、自主的な市町の合併の推進に関して、1  
市2町（近江八幡・安土・竜王）の合併案をまとめ、県に答申されました。

今後、合併協議会設置の勧告、合併協議会への職員派遣や支援プランの作成、  
来年1月から地域内で合併に向けたシンポジウムの開催などが予定されている  
とお聞きしています。県における自主的な合併の推進について、どのように理解  
されているのか。竜王町において今後の取り組み、特に“住民の意向を尊重”す  
るための対応について、町長の考えをお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 同じく合併問題について、通告に従って質問いたします。

滋賀県が審議会の答申を受けて、関係市町に対して合併の協議などについて年  
内にも話がされるような新聞記事を読んでいます。審議会が県に答申をしました  
のが11月29日ですから、それ以後、県から何か話があったのかどうかについ  
て、まずお伺いをします。

町は、11月2日の町長の意見聴取に先立って、議会の合併調査特別委員会での  
の議会との意見調整、また、11月2日の町長発言についての広報による町民へ  
の周知、議会全協や区長会・農業委員会、その他の審議会などでも、近隣町の現  
状を示す資料の提供や状況の報告を速やかに進められておりますけれども、今回  
の審議会の答申や、それを受けての県の対応について何か情報をお持ちなのか、  
改めて県に対して言うべきことがあるのではないかと考えますが、ご所見をお伺  
いします。

竜王町の共産党は、今町政アンケートを集めています。まだ100枚ぐらいしか  
集って戻ってきていませんけれども、このアンケートの回答に対して、9割まで  
が「合併は反対だ」という声が寄せられています。賛成の1割の方も、「近い将  
来いずれ合併しなければならないのなら、今合併したらどうか」というような消  
極的な言い回しでありました。

提供していただいている資料によりますと、近江八幡市と合併することはあま  
り得ではないと思われるような情報が満載であります。それなら野洲市か湖南  
市との合併の方がよいのかなと、そんなふうにも読み取れる資料であります。け  
れども、それでは竜王の形は消えてしまいそうだな、こんな思いを感想として書  
かれている方もあります。率直なところ、住民の判断とは言え、一住民としての

町長の判断はどうかをお伺いしたいと思います。

合併問題については、今後、町民の間で議論することになりますけれども、今後のスケジュール・進め方・考え方についてお伺いいたします。以上です。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいまの近藤議員さん、辻川議員さん、若井議員さんよりご質問をいただきました市町合併にかかるご質問につきましては、関連がございますので、一括いたしましてお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

市町合併につきましては、既にご承知のとおり、滋賀県において11月29日に、合併新法に基づくところの市町合併推進審議会より県下の市町合併の推進構想案が答申をされたところでございます。また、それに先立ちまして、11月2日には、その審議会に出席し、竜王町の意見を述べてきたところでございます。

市町合併は、新たな出発点に来たと理解しておりますし、今後も議員皆さまとともにこの課題に対応させていただきますので、格別のご尽力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げる次第であります。

それでは、まず最初に近藤議員さんからの質問にお答えいたします。市町合併につきましては、私も平成12年より議会議員時代に、合併問題について近隣市町に懇談会の呼びかけをするとともに、議会合併調査特別委員会を設置いたしまして、様々な分野で勉強会をしながら研究を重ねてまいってきたところでございます。また、町ではタウンミーティングや住民フォーラム等も開催し、住民の声を集約し、当面は自律のまちづくりを推進することを念頭に現在に至っております。

私は、平成16年6月24日より竜王町長に就任させていただき、「若者定住のまちづくり」「庁舎周辺整備による中心核づくり」「竜王インターチェンジを生かすまちづくり」等々を指針といたしまして、まちづくりを進めてきているところでございます。その時より、行財政改革・地方分権の推進とともに、合併する、しないに関わらず、自律できるまちづくりの推進に取り組んできているところであります。

市町合併については、住民皆さまにとって住民生活に大きな影響を及ぼす課題でございます。大変興味深く関心を持たれる課題であります。既に県の審議会において、合併枠組み案が議論され答申されておりますが、ご承知のとおり、当事者である住民皆さんや町の意向を踏まえたものではございませんし、また、報道

がれることによって、住民皆さんに不安を抱かせることも心配をしております。

このことから、現時点での状況や正しい情報を遅れることなく提供していくことが大切であり、県の審議会よりパターンは示されておりますが、決めるのは自分たちのまちであります。これを契機として、はっきりと将来を見極める時期であろうとは感じております。まず第一に、議会をはじめ区長会、各構成されている委員会、団体等に初歩的な段階の情報を説明させていただいているところでございます。また、区長さまには、年末の自治会の会合等でのご意見等についてご報告をお願いもしているところでもございます。

次に、近隣市町との情報交換等につきましては、共通するまちづくりの課題に對しまして、一部取り組みを始めてきております。それぞれの状況・情勢を見極めながら、適切な時期に順次進めていく考えであります。

さらに、合併問題と自律のまちづくりの展開についてであります。自律のまちづくりとは、自治体行政にとって非常に厳しい変革の時代に、竜王町のまちが持つ地域の人材や資源・特徴を最大限に生かしながら、「自助、自律の精神」をもって戦略的に、たくましくまちづくりを進めているところでもございます。特に現在、竜王インターという資源をいかに生かしていくかに奔走しているところでもございます。そのまちづくりビジョンを達成していくための手法といたしまして、「市町合併」をどう位置づけ、どう生かしていくかであると、強く感じているところでございます。

次に、続きまして、辻川議員さんからの県の自主的な合併推進構想案に対する見解、「住民の意向を尊重」していくための町の今後の対応についてお答えいたします。

合併推進構想案に対しては、現在の時点では、知事へ答申された段階ではあります。近く正式に構想として取りまとめられると聞いております。

合併新法においては、その目的に「自主的な市町村の合併」を促すものとされております。

答申されました滋賀県の合併推進構想案においても、構想市町村の組み合わせは、今後も市町の意向を考慮しつつ、構想策定後、構想で示した市町の組み合わせと異なる市町の組み合わせで合併協議が行われる場合には、その組み合わせを変更または追加が掲げられております。

勧告措置についても、その運用は、各地域における議論の状況を見極めつつ、関係市町の意見を十分聞いた上で、適切に対応することが望ましいとされてお

ます。

この課題に対しましては、現在示されている「近江八幡市・安土町・竜王町」1市2町の構想案はあくまで参考としながら、竜王町には複数の選択肢もあります。このことにつきましては竜王町として慎重に受け止めて、この地域の将来をしっかりと見据えながら、適切な判断をしていくものであると考えております。

議員皆さま方とともに、住民の皆さんの十分な議論を踏まえながら、その意向を大切にしながら対応をさせていただき考えでありますので、ご理解・ご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

次に、今後の町の取り組みについては、若井議員さんからのご質問にも併せて回答させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほども述べましたように、現時点での状況や正しい情報を発信しているところであり、町民皆さんの反応等の把握の準備をしているところでございます。

今後の具体的な取り組みといたしましては、議員の皆さまや諮問機関をはじめとする各界各層からの住民の代表の方をお願いし、合併課題に関する検討会議を設置し、町民皆さん方とともに十分な議論をさせていただきながら、しっかりと時間をかけながら、竜王町らしい丁寧な取り組みの中で、十分な住民意向の把握をし、そのあり方について提言をいただきたいと考えております。

年内には、その準備や各諸団体と調整を行いながら、また、公募委員の募集も実施しながら、来年1月中を目途に、その会議を設置していく計画でもあります。

その後、具体的な進めについては、その会議の中で検討いただきながら進めていただくこととなりますが、まず、住民の皆さんが話し合いができる材料を揃えていくことから始めさせていただいているところでございます。

また、一定の方向性を見出せる時期については、県下の動向、町内外、周辺市町の様々な情勢にも影響を受けるものでございますが、現時点では、平成19年度内を目途と考えているところでございます。

いずれにいたしましても、議会に相談を申し上げながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上、辻川議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

続きまして、若井議員さんから、市町合併推進審議会からの答申以降の県の動向、合併に対する基本的な考え方に対しましてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

現在の県の動きは、答申後、速やかに構想を取りまとめていきたいとされてお

り、報道によると、年内にも構想策定という運びかけと感じております。

現在のところ、滋賀県から竜王町に対しての大きな動きはありませんが、構想策定後に地域でのシンポジウムを検討されていることは、口頭では聞いてはおります。確たる文書通知等は現在ではございませんし、また、その方法も検討に時間を要するのではと思っております。現時点で、竜王町としての確たる意見も出せないと思っております。また、それ以外のことについては、県からの新たな情報はございませんし、竜王町としては、県の動向にとらわれず、しっかりとこの課題に取り組んでいく考えであります。

次に、合併に対する基本的な考え方は、合併推進審議会でも申し述べてきたところではありますが、人口減少時代に入り、少子高齢化に対する課題、国・地方を通じた厳しい財政状況が深刻化してきている現状を踏まえる中で、竜王町においても将来を見通しますと、福祉施策や地方分権等に対応する人材や財源の確保、広域的な行政運営の必要性を強く感じているところでもございます。

このことも1つの判断材料としながら、竜王町においても、この時期に町のあり方や市町の再編について検討していくことについては、非常に大切なことと考えてもおります。併せて、慎重かつ十分な議論を深めていくことが大事であると考えております。

その中で、私たちの地域が将来にわたって自律できる地域として歩んでいくためには、基礎的自治体として行政財政基盤を強化する必要があり、特に、竜王インターチェンジ等の地域資源を最大限に生かし、たくましい産業基盤づくりに積極的に取り組んでいるところでもございます。

このことについても、インターを中心とした交通インフラ等の整備や広域交通の拡充については必要なことであり、その推進にあたっては、今後、周辺市町や国・県等の連携が非常に重要となってくるのであります。広域的なまちづくりの必要性も十分感じているところでもございます。

また、先人の皆様のご理解・ご努力の上で作り上げてきたこれまでのまちづくりの努力や成果を、決して無にするような判断をしてはならないと強く感じているところでもございます。

いずれにいたしましても、この課題は、住民皆さんの意向を十分尊重し、その総意を大切にして、竜王町の将来に禍根を残さぬ決断をしていかなければならないと強く感じておりますのが、現在の心境でございます。

先ほども申し述べましたように、今後は合併課題に関する検討会議設置をはじ

め、議会議員の皆さまとともに、精力的に、具体的な、幅広く議論を重ねていくこととなるかと考えております。執行部といたしましても、さらに調査研究を深めながら、この取り組みを展開してまいりますので、議員皆さま方の絶大なるご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、市町合併に関しまして、近藤議員、辻川議員、若井議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** 先ほど町長さんから詳しくご回答をいただいたところでございます。合併の情報というのは、大変難しいものがあるわけでございますけれども、やはり正しく伝えるということが当然のことですけれども、区長さんと話をしておりますと、「勧告」という言葉に非常に心配をされていると、このように受け止めた点もあるわけございまして、特に今回は「集落での話し合いをしてください、議論をしてください」ということで説明をされているわけでございますけれども、町長として自ら年明けには集落の方へ出向かれて、その説明をされるのか。その点についてひとつ伺いたいわけでございます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 近藤議員さんからの再度の質問でございますが、先ほども申しておりますように、この検討委員会、名称は変わるかもわかりませんが、公募もいたしまして、それぞれの代表者の方で検討委員会を立ち上げさせていただきます。そして、その委員さんの中で、どういう方向性で示していこうということを議論いただきまして、そして、この時期に地域に出向いて住民の皆さん方に説明をした方がよかろうという皆さん方からのご指示があれば、このように進めさせてもらっていくと思っておりますし、そして、今日までから地域に出向きまして、合併問題に関わらず住民の皆さま方といろいろなお話をさせてもらった経緯がございますので、今度は合併問題に絞りながら地域に出向かせていただきます。まだ時期はまだはっきりと申しませんが、その時期が来れば各地域に出向いて話し合いをさせていただきたいという計画は思っております。

**○議長（中島正己）** 近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** 今度は質問ではなくて要望ということでございますけれども、先ほど近隣市町については話し合いはできているというようなことを聞かされたわけでございますけれども、今後、幅広くひとつその話し合いを進めていただいて、竜王として合併に向けての取り組み、また、その必要性というものを十分町民が理解できなくてはならないわけでございますので、その点についても十分していただきたい。

また、先ほど申し上げました幅広く近隣市町に話しかけていただきたいと思うわけでございますので、今後ともひとつこの合併の重要性を十分ご認識をいただいておりますということはわかるわけでございます。

これも、先ほどの定例会の開会のあいさつの時にも、町長さんの方からは、やはり竜王町の将来を見極める時期が来たというようなごあいさつもいただいたわけでございます。変わっていくのだなということも自分なりに感じたわけでございますので、今後ともこれにつきましては、町民皆様のご理解、ご協力のもとに正しい合併ができるようにと思うわけでございますので、いろいろご配慮のほどよろしく願いいたします。それでは、私の質問は終わらせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に、辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** 近藤議員さんとも重複するかもわかりませんが、まず、以前の旧合併特例法のもとで、平成13年ごろだったと思うのですが、私も一人の町民としてタウンミーティングであるとかフォーラムといったことに参加したような記憶もありますし、当時の関係各市町の協議というのは、本当に数々の枠組みを提出されてきていたというような記憶もあります。

今になってみると、各市町のそれぞれ当時かなり議論されて、自主的な議論というのがされてきたのだなというのを今になって感じているところなのですが、その中でも、当時も振興局の方から枠組みの構想というのがいろいろ提案されたと思うのですが、必ずしもそれが実現したとは言い切れないと感じています。

今回の県の推進されている1市2町、この枠組みについても、先ほどありましたように、自主的な合併という中では変更や追加があるということで、そういうふうに理解すればいいのかなと思っております。

しかし、今後、合併協議会の設置の勧告、あるいは来年2月に決まったそうですけれどもシンポジウムの開催が予定されているわけですが、現時点では、住民

の意向が決まっていないので、例えば、参加しないというふうな形で県に対して意思表示をする。そういうはっきりとした意思を示してもらいたいと思いがひとつあるのですけれども、今後、勧告とか、あるいはシンポジウムに対しての具体的な対応と言うか、そういったことについてお聞きしたいと思います。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま辻川議員さんから、県の方から勧告があった場合と、また、これからのシンポジウムの取り組みということでございますが、県の方はパターンを示しておられるし、新法に基づいて合併を推進するというところでございますので、勧告もされると思いますが、やはり住民の皆さんが合意に至っていないのに、我々といたしましても申し受けるわけにはいかないと思います。

そして、シンポジウムでございますが、これもまだ来年早々にされましても、これも具体的な方向性が示されておられませんので、どのような方向でされるかわかりませんが、私としては今回答える余地はないと、このように思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 辻川芳治議員。

○9番（辻川芳治） ちょっと何か腑に落ちないところがあったのですけれども、先に町長がおっしゃったように、まだ住民さんの意向がはっきりしていないからというのであったら、逆に県に対して、はっきりと、今竜王町はそういう段階ではないということをおっしゃってほしいというふうなお願いみたいなのですけれども、そういう理解でいいのですか。

また時間を詰めて話はしていかなければいけないと思うのですけれども、9月の定例会での答弁を思い出していたのですけれども、これまで合併については討論する時間があまりなかったということと、今後はスピード感を持った議論が必要であるというふうな答弁もいただきました。

先ほどから回答にもあったのですけれども、住民の皆さんへの情報と資料の提供をするという話だったので、それと同時に、将来に向けた夢のある提案というのを町がそろそろ示す必要があると思うのです。先ほども、近隣の市町とは一部進行しているようなお話があったのですけれども、例えば、平成13年ごろを思い出しますと、広域行政を基盤にした中核都市を目指した、そういうようなシミュレーションであるとか、先ほどから言われている竜王のインター周辺整備をはじめとしたまちづくりというのは、単独でやらずに広域構想のもとで近隣との協力が必要であるとか、そういうような案を、1市2町の案にとらわれ

ることなく、先ほども言われたとおり、竜王町は4つの市に接しておる。誰が何のために、あるいは10年先、20年先のまちづくりをはっきりと示していただいで、先ほど近藤さんもおっしゃっていたのですけれども、報道機関の合併論が先行しないようにすることが必要であると思ひます。

それで、この際に1市2町の話が出てくると同時に、先ほどから言われている接する4つの市とのシミュレーション、そういったものを具体的に提案することについての考えと言うのか、それを再度、町長にお伺ひしたいと思ひます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** この合併につきましては、竜王町だけでは、するにいたしましても相手のあることでございますので、我々の思ふようにはまいらないと思ひますが、いずれにいたしましても、合併は近隣でなければなりません。こういったことで、今、広域の問題もございませし、今日までこの取り組みも東近江でやっておるといふ状況でございます。

いろいろな取り組みによっては方向性も変わってくるかと思ひますけれども、現在、東近江市が合併されまして、他の圏域から入られまして、この広域の取り組みにつきましても、いろいろと今後問題が出てまいります。こういったことで、非常に広域と合併の取り組みにつきましては、今後において問題点が出てこようかと思ひます。こういったこともしっかりと議論をしていかなければならないなと思ひておるところでございます。

そして、まちづくりでございますが、竜王町のしっかりとした、将来性を見極めたまちづくりを報告しなければいけないのではないかと、こういうことでございますが、現在、竜王町といたしましても、たくましいまちづくりを目指して、自律推進計画も立てながらやっておるところでございます。これは、合併する、しないにせよ、自律は当然のことでございますので、これに取り組んでまいりたいと思ひております。

また、何回も申し上げますが、インター周辺、この辺につきましては、前から3町開発協議会というものが組まれておりまして、あの周辺を整備していこうと思ひますと、どうしても隣まちの方にもいろいろな面に通じて共通点があるところもございませしので、これはまた隣の市の方々にご相談を申し上げながら、あの周辺の整備については取り組んでいかなければいけないなということでございますので、若干このまちづくりにつきましては方向性が今までと、東近江圏域とはまた圏域が違ひますので、広域的なことと、そして合併ということについては、

若干の相違が出てくるのではなかろうかなと思っております。

まだ、西の方と合併するとか、そんなことは何も決まってもおりませんし、まだまだその段階ではございませんが、これは十分熟慮しながら方向性を考えていきたいということで、あの周辺ばかりにとらわれず、やはり全町的に眺めながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○2番（若井敏子）** 答弁を聞くたびに悩むのですけれども、悩みながら再質問をしたいと思っております。

まず、町長は、町長になられた時の公約はいったい何だったのかというのを、まずお伺いしたいのです。それが1点目です。

2つ目には、合併は住民の皆さんが決めることだと言われていまして、必要な資料も出してもらっているわけですが、議会の全員協議会でも話をしたかと思うのですけれども、出してもらっている資料というのは、わかる人にはわかるのですけれども、わからない人にはわからないのですね。財政というのは、正直言いまして、私も15年議員していても本当にわからなくて、仕組みそのものもあるのですけれども、そこに出ている数字が何を意味するのかというのを理解するというのは難しいのですね。

議会で言ったのは、起債がたくさんあるではないかと。こんなにたくさん借金していて大丈夫なのかというのは、一般に町民さん誰でも思うことで、よそのまちと比べると、うちのまちは借金が多いなど。大変なことだなど。そうすると、どなたかも、こんな財政なら立て直さないといけないのだという話になってくるわけで、例えば、隣のまちの借金と比べてうちは多いけれども、隣のまちは自主財源ではなくて交付税で主に運営しているまちなので、交付税で運営しているまちの借金と、自主財源でがんばっているまちの借金とは違うのだと、例えば、そういう財政の中身にまで住民の皆さんに理解していただこうと思うと、本当に腹をくくった説明みたいなものをしてもらわないといけないと思うのですね。

そういうことまで、今回の合併については、私はぜひしてほしいと思っておりますけれども、そこまで住民さんと一緒に膝を交えて話し合いをしていくつもりがあるのかどうかを、2点目にお伺いしたいと思います。

3つ目ですけれども、私がとっているアンケートでも、町としては1万3,000人の小さい町だけでも、税収もあるし、町民の生活を守る地方自治体としての任務を果たす財政的な裏づけも、まあまああると。その財政を合併によって、税

収の少ない市や町に吸い取られたくないという思いもあると。将来的にも、インター周辺の開発で見通しは明るいと。そこまで住民は理解していると思うのです。そういうふうな意向がそのアンケートにも書かれているのですけれども、ところが、そこまで住民が理解したとしても、その次に必要なもの、それはリーダーシップだと思うのですよ。町長は、例えば、住民の皆さんがここまで決定した時に、そしたら県の言うようなパターンで合併したくないな、やはり竜王も財政的にはいけるのだから、このままいったらいいではないかなと。ここまで出かかっているのですけれども、町が、トップが、「やりますよ」と、「私はやるのですよ」と。「合併しないで自律のまちをつくっていくのですよ」というふうに、はっきり言うかどうかに、もうかかってくると思うのですね。その時期が今なのか、19年の末なのか、その辺はわからないのですが、あとはやはり首長のリーダーシップがすごく大事になってくると思うので、そういう思いが町長の中に、ここまで来た時に、「よし、私がやるのだ」と、それは「次期町長選にも出る」という話も含めてになるのかも知れないのですけれども、そういう思いが本当にあるのかと、そこをまず3点目に聞きたいと思うのです。

先ほども言われていまして、今までも言われているのですけれども、合併する、しないにせよ、自律のまちづくりをしなければならないのだという話は何回も言われるのです。ところが、合併しないからこそ自律しなければならないのです。合併したら、言わば頼ってしまえる部分があるのです。

私は、正直言いますと、自分の友だちが湖北の方で町長をしていますので、合併の審議会の意見聴取の時に、終わってから、「あなたは結局自分のまちを捨てたのか」という話をしたのですけれども、本当に合併に頼っている町長というのは、まちの誇りまで捨てるのかなと思うほどの感じです。それはそれぞれ思いがありますから、決めつけるわけにはいかないのですけれども、そこではなくて、「このまちは私が首長をして、このまちはがんばって自律のまちをつくっていくのだ」という決意と、合併しても自律するということはありませんから、合併したら、もうそのまちになってしまうのですよ。自分のまちではなくなってしまうのです。だから、合併しても自律が必要なのだという理論は、これは通らない理屈だと思うのです。合併するにしろ自律しなければならないなんて、合併したらもう、恐らく近江八幡市と合併したら、近江八幡市は大きいわけですから飲まれてしまうのですよ。それでも竜王は自律するのだと、そんなことを言っても通る話ではない。だから、合併しないからこそ自律のまちづくりが大事で、その時

に、首長としての力量が問われてくるわけで、そういうものも少なくとも今の町長がお持ちなのかどうか。放り投げるようなことは私はしませんというふうに、ぜひこの辺で決意も述べていただきたいなと思って、3点目の質問とさせていただきます。

4点目は、県議会での答弁ですけれども、県から直接何も話がないというのがありましたけれども、県議会での知事の答弁を町長はどういうふうに受け止めているかについても、既に12月議会も終わりかけにきていますから、もう終わったのでしょうか、県議会での答弁を町長はどのように受け止めているのかについて、4点目にお伺いしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま若井議員さんから4点ご質問をいただきました。

まず、町長の公約はどうだということでございます。私は、当初から「若者定住のまちづくり」「中核づくり」「インター周辺」、この3点をあげてまいりました。そして、その方向性に向けて取り組んでおるところでございますが、何分にも相手のあることでございます。

竜王町は、申すまでもなく全体が調整区域ということで、思うようには住宅はなかなか確保しにくいということで、ある企業の方からお話ございましたけれども、なかなか諸条件が整わず、まだ現在進んでおりませんが、何としても若者の定住していただける住宅施策を講じたいと、この思いには変わりはありません。

そして、中核づくりでございますが、これも何回も皆さん方には申し上げております。若年層・高齢層を問わず、竜王町には核がないではないかと、こんな不便なところはないではないかというようなことは、もう皆さん方も重々ご承知のことかと思いますが、こういったことで中核づくりを進めていきたいということで、現在取り組んでおるところでございます。

なかなか、仰せのように、自分の公約をしたといっても1年でそれが成就するということにはなかなかまいりませんが、そのことにつきましては、何としてもつくり上げていきたいということで取り組んでおるところでございます。

もう何回も申しますが、インター周辺は現在、先ほども答弁させていただいたとおりでございます。

そういうことで、また住民と膝詰めで話をするのか、しないのかということでございますが、これは当然もう皆さん方といろいろな議論を交わしながら詰めて

いきたいと思っております。

そしてまた借金の問題でございますが、これは申すに及ばず、今日まで歴代の先人がここまで竜王町を築き上げていただいたということは、誰しも感じておられると思います。しかし、やはり何事もつくることによって借金もしていかなければなりませんし、その借金もされ、施設もつくっていただきました。それもやはり町民が現在立派に利用させていただきながら取り組んでおるところでございますので、これは決して先人のことは忘れてはならないということで、これはもう当然、1件のうちといたしましても、親が母屋普請をされたら、あとの少々の借金はこれは当然子どもが出していくというような状況ではなかろうかと、このように思っておりますので、この借金もやはり我々がこのあとしっかりと返済していくという義務は当然あると思います。

そしてまた自主財源の問題でございますが、自主財源がなかったら交付税があるということでございますが、この自主財源にいたしましても、これは先人の大きなおかげと私は思っております。ただ、自主財源があるから財政が豊かだというばかりではなく、現時点では他の市や町と違いまして、若干の心のゆとりがあるというように考えておりますが、決して楽というようなものではないと思っております。

そしてまた「自律」であります。これは私は、合併したら自律はしなくてもいいということは全く、これではまちが成り立たないと思います。この竜王町の中でもそれぞれの集落が自分の集落はどうしよう、こうしようと言っているいろいろな考えて自律をやってもらっていることによって、竜王町全体がうまく運営されていると、これは決して忘れてはならないことだと思っておりますので、私は「自律のまちづくり」ということは、これは決して、合併したからこれでいいのだというようには思っておりません。

そして、町長の思いということで、それだけのことをやっていくのかということでございますが、これは当然、私も公約もさせてもらっておりますし、また先人からまちづくりにもやはりいろいろな面について後を受けさせてもらっておりますので、しっかりと後を継いでいかなければならないということで、このまちづくりについての考えは当然変わりはございません。

そして、県議会の知事の答弁をどう思うかということでございますが、今は知事さんも新しく替わられました。現在の知事さんの答弁そのものも、自分なりに考えますと、当初いろいろな公約の中で言われております問題を考えてみますと、

基本としてはもうひとつ、滋賀県が将来こうしたらよくなるのだというような答弁でないというような判断もしておるところでございます。そうしたことで、やはり自分たちのそれぞれの考えは違いますけれども、公約した以上はそれに向かって当然進んでいくのが基本の思いではなかろうかと思っております。そのようなことで、あまり知事さんの内容がどうかこうとかということは、私がそう述べられるものではございませんけれども、新聞で見ている範囲では、今申し上げましたような感じに受け止めさせてもらっているところでございます。

そして、長くなりますけれども、竜王町はこれからのいろいろな面につきましては、財源そのものだけにはとらわれず、町を整備していこうと思いますと、ただインター周辺ばかりではなく、やはり全町を眺めますと、非常に竜王町も今日まで整備をされておまして、道路も整備されました。しかし、現在の状況になってきますと、非常に歩道が少ない。なかなか歩道と町道また県道、その整備が非常に悪いというように私も感じております。こういったことになりますと、やはりこれからの国の財政面、また県の財政面、町の財政面から見ますと、やはりこれからの安全で安心なまちづくりを考えてまいりますと、交通網ひとつについても非常に懸念される点が多くございますので、やはりこれは今後において大きな広域の中で取り組んでいかなければならない問題であろうということで、こういうことから考えますと、このまちづくりも非常に重要な時期に来ておるといようなことでございます。

そのようなこともいくつか申し上げましたけれども、私に質問いただきましたお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 質問の内容を恐らくわかっていただけてないからだと思いますが、お答えいただいていることは全く聞いていることとは違うこととお答えいただいているので、選挙公報はこれですね。今日、「ください」と担当課に言いましたから、私がこれをもらったことぐらいは十分知っておられると思うのです。ここにおっしゃっているような公約はないです。「中心核」なんて、ここには一言もありません。「インター周辺」もありません、ここには。

選挙に出る時は、こういうものを出した以上は、毎日毎日これを持っているのだと思うのですけれども、だからずっとこのままこの5点を言われるのかなと思ったらそうでなかったのです、ちょっとがっかりしたのですけれども。

町長が選挙に出た時の公約は、「合併を否定するのではなく、当面は自律推進

計画の策定と、それに基づくまちづくり」というのを5点目に言うておられるのですよ。当面は自律推進計画の策定というのは、まだ策定というのは、この間、「案」が取れたとか取れないとかで議会でも議論したばかりなのですね。それに基づくまちづくりというのはまだできていないのですよ。町長が公約したのは、そういう計画をつくって、それに基づくまちづくりをしていくという段階なので、だから合併するという結論が例えば出れば、この公約には違反するのではないかなど、私はそう思っているということで、自分がどういう公約をもって町長になったのかをもう一度、覚えておられるかなと思って聞いたのですが、そうではなかったもので、それならもう一度これを思い出してほしいと思います。

それから、知事の話ですけれども、新聞で知ったと言われますが、私は知事の答弁書の要旨をもらっているのですけれども、知事は、難しいのですけれども、「それぞれの市町が住民参加のもとで自主的・主体的に判断されるものであって、決して合併を押し付けるものではない」と。「必要な情報提供、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じた市町間の調整に努めてまいりたい」と。「その取り組みに対して支援する必要があると県は考えている」と。「あくまでも押し付けるものではない」と。こういう県議会での答弁は、住民の皆さんの中には、先ほど辻川さんも、「勧告」という言葉で区長さんも「怖いな」と思われているという話があったということと言われましたが、「知事が県議会でこういう答弁をしているから、行政的な勧告ということはまずないと思います」というふうなことが住民に説明されないと、「勧告されるのだったら怖いから、やはり合併しないといけないのだろうか」ということになると思うから、こういう材料というのは町長は絶えず持ってないといけないと思うのです。

町長が持っているのか、職員がそれを提示するのかは別ですけれども、私はこれを担当課に渡しているのですよ。こういう県議会の答弁書を渡しているのです。それでも町長はそのことを見ておられないというのは、どういう連携ができていけるのかなと思うのですけれども、そういうものをやはり住民さんに説明する上の資料として、知事にも、「こういうふうに県議会で言ってもらったのですね」と、「これを頼りに住民さんと一緒に話を進めていきます」というふうに、出会った時に言えるので、こういうものを絶えず持つておられないといけないと言っておきたいと思うのです。

情報提供というのはそれも情報提供なので、それと財政のことも全然私が言っていることとかけ離れたご答弁をしていただいていますので、本当に財政につい

てはきちんと住民の皆さんが納得するような説明を、時間をかけてしてほしいということを含めて、そういう日程がどうなっているかということ为先ほど聞いたわけで、その辺について改めて質問しておきたいと思います。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 若井敏子議員さんの再々質問でございますが、合併することについては、これは知事さんがどうのこうので話に、最初から言っているように我々が決めることです。足元をしっかりと見ないことにはいけません。県が言われた、誰々が言われたというものではありません。

やはり自分のまちが今どういう段階にあるのか、これから10年、15年はどうなるのかと。そういう先を見据えた上でしっかりと取り組んでいきたいという思いが変わりません。知事さんが言われたからこうしないといけないのだと、そのようなことは私は考えていません。

それともう1点、いつ皆さんに知らせていくのかということでございますが、これは先ほども辻川議員さんに申しましたように、委員会を立ち上げて、時期はまだ委員会を立ち上げておりませんので、委員会の中でお決めいただいて、そのことによって地域に出向き皆さんと議論をしていくという予定は、変わりはありません。時期的にはまだ未定でございますけれども、そのようなことで進めていきたいと思っております。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） それでは、2問目の質問をさせていただきます。農村総合整備事業追加要望採択について。

平成17年第2回定例会において質問いたしました、旧蒲生・竜王地区の農村総合整備事業追加事業について、平成17年2月に各集落よりとりまとめをされまして、その要望を町において内容を検討され、6月下旬には県のヒアリングを、また7月中旬に近畿農政局のヒアリングを経て、事業の採択が決定されるということのを伺っているところでございます。これに対しまして、要望された事業の採択が決定されているようでありますが、事業の内容によっては、採択が認められなかった事業があるように聞いておるところでございます。

町として、財政難の折りであっても、各集落の要望に応えられるような検討を考慮しておられるのか。事業採択の内容について伺うものでございます。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 近藤議員さんから農村総合整備事業追加要望採択についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

ご高承いただいておりますように、現東近江市旧蒲生町と竜王町の枠組みの中で広域圏域型農村総合整備事業として、農業生産基盤整備ならびに農村生活環境基盤整備を図るべき各集落の地元要望を調査させていただき、農村振興総合整備統合補助事業（農村基盤整備）蒲生・竜王地区に採択を受けまして、平成13年度から農村環境整備事業を進めてきておるところであります。

平成17年度までの進捗状況につきましては、農道整備・舗装として27路線・延長1万3,640mのうち15路線・7,366m、集落道整備4路線・延長1,945mのうち3路線・705m、防火水槽設置5集落5基のうち2集落2基の事業実施をいたしております。

また、未施工の事業種類といたしまして、集落排水路の整備路線2路線480m、集落水辺環境整備1路線310m、コンポスト6集落6ヵ所であります。

事業費といたしましては、竜王町分の採択時の事業費総額6億7,872万円のうち平成17年度までの事業実施費1億7,850万円余りであり、事業費としての進捗率は26.3%となっております。

さて、ご質問いただいておりますように、平成17年度本事業の計画変更としての追加要望につきまして、平成17年2月に従前の採択事業ならびに追加事業の地元聞き取り調査を実施させていただき、各集落よりの要望書を提出いただき、要望事業内容を整理し、当初要望事業との整合性、要望箇所の現地調査を実施し、各事業が採択基準を満たしているか検討するとともに、同年6月下旬の県のヒアリング、7月中旬の基金農政局のヒアリングがなされたところでございます。

その後、追加要望の採択は、正式な採択通知をいまだ受けておりませんが、近く遡り正式決定がなされるとお聞きしております。そうした中で、現時点での追加要望ならびに採択可能であると事業として協議いただいているものは、次のとおりでございます。

再要望を含めての追加要望で、農道整備35路線・1万3,530mのうち採択可能が8路線・3,601m、集落道整備1路線・145mは採択可能でございます。それから、集落排水路整備2路線・500mのうち1路線・300mは採択可能です。

次に、農業排水6路線・1,505mのうち3路線・840mは採択可能、農業用水7路線・2,955mのうち2路線・730mは採択可能、その他の防火水路設置2集落2基ならびに水門補修1基、擁壁の嵩上げ1路線、井堰補修1基は採択されない見

込みであります。

特に、追加要望で採択されない主な理由として、事業メニュー、いわゆるこの事業のメニューにない、それから延長要件が満たされていない、また行き止まり、事業効果が見込めないなどでございます。

町といたしましては、現在採択いただいております事業ならびに、ただいま申し上げました追加要望の正式採択を併せましての事業進捗を図ることを優先して進めてまいりたいと考えております。

また、採択が認められなかった事業ならびに各集落の要望に応えられない事業につきましては、現時点としては対応策の検討はいたしておりませんが、各集落におきましては、平成19年度から始まります農地・水・環境保全向上対策を活用いただき、農村環境整備事業として本事業の補完をしていただくことを願うものがございます。

今後におきましては、竜王町の交流の郷づくり農村総合整備事業推進協議会で審議をいただき、事業実施に努めてまいりたいと考えてますので、ご理解いただきますようお願い申し上げまして、近藤議員さんへの質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** 再質問をさせていただきます。

先ほどもお話がございましたように、平成12年8月に当初、区長会を開催されまして、この事業の説明をされ、翌年3月には事業採択となったということでございます。また、竜王・蒲生の広域の事業として、事業費が24億2,700万円と伺っております。そのうち蒲生は17億円何がし、また竜王におきましては6億9,000万円ということで、非常に蒲生と竜王と比較しますと差があるわけがございます。蒲生におきましては70%、竜王におきましては30%にならないような事業の均衡であるわけでございます。その時にどうだったということは、もう今申し上げても通用しないわけでございますけれども、山口町長が就任されまして各集落の方へ出向かれ、その中の要望としてあげられたのが、今、川部課長の方から説明を受けたその事業でございます。

どうしてもできない事業もあるものについては、農地・水・環境保全事業でというような考えであるわけでございますけれども、その事業でそのものが対応できるかなというふうには私は心配する、できるとは限らない。できるものはあるけれども、とうてい町としてのご配慮をいただかなかつたらできないように思いま

すので、ひとつその点については、農地・水・環境保全向上対策事業ですべておものが解決できると課長は考えておられるのか、ひとつ質問します。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** 近藤議員さんの再質問についてのお答えを申し上げます。

今も近藤議員さんから仰せがございましたように、平成13年にこの採択を受けまして、旧蒲生町と竜王町の間で事業進捗をさせていただき、特に旧の蒲生町さんにつきましては合併をするという段階で、一昨年から昨年にかけて集中的にこの事業をされたということでございます。

なお、そうしたことで竜王町の進捗が若干そういう意味では、予算の限られた範囲でございまして、進捗を凶らせてもらっているわけでございますけれども、今もご回答させていただきました、特に今後採択と言いますか、地元要望で追加要望を含めてされなかった事業を、私の答弁の中で農地・水・環境保全向上対策でというお話をさせていただいているわけでございますけれども、議員仰せのとおり、すべてがこの事業で対応できると思っております。

ただ、我々にはできるだけ、今後これら農村改革の整備につきましては、今後この農村総合整備事業の、私も正式には聞いておりませんが、この事業を次年度から新たな事業の方に移行されるという、村づくり交付金事業という形で事業が移行されるということにお聞きするわけでございますけれども、またそうした新たな事業の中で対応できるものは対応していきたいと思っておりますので、現時点といたしましては、今申し上げたように、すべてこの事業で対応できるものではないということだけは思っておりますので、その点をご理解いただいて答弁とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** 最後に要望ということで、ひとつ今回、大変財政難の中でその事業にという大変なものがあるわけでございますけれども、やはり集落から要望されたものでございます。いろいろご事情のある中でございますけれども、新しい事業も含め、また町独自の事業として、ひとつ集落の要望に応えられるような対応をしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

今後ともひとつよろしくお願ひしたいわけございまして、私の今の質問としまして、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（中島正己）** 次に、3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 「協働のまちづくり委員会」の設置について質問させていただきます。

かねてより、竜王町の各自治会に「まちづくり委員会」があればいいのにと漠然と思っておりました。自治会の役員さんとは別の組織で、自治会として長期にわたって取り組まなければならないハード事業やソフト事業を担っていただく必要があると考えたからでした。

平成19年度から、新たに「農地・水・環境保全向上対策」に竜王町でもたくさん集落が取り組まれます。この事業は5年間の継続的な活動が条件となり、自治会も含めた新たな別の組織が必要となってきたようです。組織や規約・役員を決めるのに、各集落は今大変な苦勞をされていることと思います。「まちづくり委員会」があれば、結構すんなりと取り組めたのではないかなと思ってしまいました。

地方分権が進み、ますます住民と行政が協働（協力して働く）で、地域課題に取り組まなければならない時代になってきました。少子高齢化と地域の抱える課題を解決するために、地域住民が主体的に取り組めるような仕組みづくりをさらに進める必要があるのではないかと考えます。

さらには、地区担当職員を配置して各まちづくり委員会の相談役等に入り、行政と連携をとりながら情報交換をして、自分たちの住む地域をもっと住みやすく、自信と誇りの持てる地域に変えていけるのだと実感することが、若者定住にもつながるのではないかと思います。いかがお考えか、お伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 青木総務課長。

**○総務課長（青木 進）** 勝見議員さんから「協働のまちづくり委員会」の設置についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

まず最初に、現在町内には農地を保有している集落が27ございますが、そのうち22の集落が「農地・水・環境保全向上対策」に取り組みをされることとなっており、新たな組織づくりをはじめ保全向上活動計画、協定書等の作成にご努力をいただいているところでございます。

この「農地・水・環境保全向上対策」のねらいはどのようなことかと申し上げますと、1つには『豊かな農村の自然環境を創り上げる役割も併せ持つ農地や農業用水などの資源は、環境に配慮し、適正に管理することにより、豊かな生態系や心なごむ田園景観を育む』、2つには『環境に配慮した活動に取り組むにあたり、子どもから高齢者までみんなが参加することにより、生き生き暮らす農村の

実現と、農村を住民共有の財産としてみんなで守っていこうという意識の醸成』、3つには『安心安全の農作物をつくる環境こだわり農業の推進』であります。

今、2つ目に申し上げました『子どもから高齢者までみんなが参加することにより、生き生き暮らす農村の実現と、農村を住民共有の財産としてみんなで守っていこうとする意識の醸成』というのは、今後のまちづくりにも深く関わってくるものであり期待を寄せるものでございます。

勝見議員のご指摘のとおり、地方分権が一層推進される中、住民と行政との協働のまちづくりは大変重要な課題であり、今日、少子高齢化の時代にあって、子育て支援、次世代育成、健康で生き生き暮らせるための取り組み等、住民の皆さまが主体的に取り組むことがさらに重要になってまいります。

竜王町では、昭和50年代中頃から地域の現代的課題の解消や地域住民の自治を高めることを目的に、全集落で社会教育推進協議会の組織化を図るべく、その取り組みをしていただき、今日に至っている経過がございます。また、平成6年から始まった各集落における大字福祉委員会の組織化についても、少子高齢化の社会における地域での取り組みであり、さらには、広く地域的な協働活動を行うことを目的に、当該団体の権利能力の範囲を明確にする自治会の法人化への取り組みもしていただいております。

これらの取り組みは、まちづくりの先駆的活動に位置づけられるのではないかと思いますし、「協働のまちづくり委員会」に近い形で活動いただいている地域もあると思っております。

しかしながら、時代の変遷とともに地域課題も変化し、住民の思いも多様化し、ともすれば希薄になる住民関係の中で、改めて自分たちのまちは自分たちの力で住みよく、暮らしやすくしていこうとする意識の行動力が求められており、このような課題への対応を含めまして、先般、竜王町自治会連絡協議会で近江八幡市の「野田町まちづくり委員会」を研修していただき、大きな成果を得ていただいたところでございます。

行政といたしましては、ご高尚のとおり自律推進計画ならびに行財政改革集中改革プランのもと、住民参画・住民主導のまちづくりの実現に向けて進めておるところでございます。

こういった住民主体のまちづくりを進めるための仕組みの1つに、「地区担当職員制度」があると思っております。このことにつきましては、昨年度の区長会の場において、担当課より「地区担当職員制度」の導入のねらいや役割についてご説明

を申し上げました。その時、区長さまからのご意見は、「自治区として様々な課題を抱えているので、行政側から指導や助言をいただきたいと思っている。その中で、地区担当職員にはオールマイティな職員を望む」とか、「役場の職員さんは日々の業務に追われて忙しくされているのに、本当に夜間や休日でも来てもらえるのか」とか、「一人の職員が長く付き合っていたきたい」、あるいは「自治区が向上していくために、行政との意見交換の場づくりと職員派遣をしてほしい」など、いろいろご意見をいただきました。

現在のところは、毎週金曜日に区長便の配達を担当職員を決めて行っているわけですが、今後は、地区担当職員は、自治区の相談窓口となり情報提供を行うことや、自治会の課題について助言や協力をしていく役割を担っていくよう、制度化をしていく方向で検討をしております。前段の「農地・水・環境保全向上対策」に取り組むにあたり、立ち上げられる新たな組織が「協働のまちづくり委員会」といえる組織に発展されることを期待し、そのために行政としてもサポートをしていきたいと考えております。

また、この取り組みをされない、あるいは農業集落でない自治区におきましても同様の委員会を立ち上げていただけるよう、ともに考え、必要な支援を行い、協働のまちづくりの推進を行いたいと考えております。

以上、勝見議員さんのご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） ご丁寧にご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

近江八幡市の野田町の研修の件も申されましたし、ちょっと1点申し添えておきたいことがあるのですけれども、先ほど合併の議論での討論がございました。その中の合併審議会の答申の中に、こういう文章がありました。「合併後は、住民自治を強化するために、近江八幡市における自治会やPTAの各種団体が加入するまちづくり協議会の取り組みなどを各地域に広げることにより、住民主体のまちづくりを継承・発展させることが期待できる」と、このようなことが書いておりました。ちょっと腹立たしく思ったので、青木課長さんにご答弁いただいた中にありましたように、昭和50年代に竜王町は本当に先駆的に社会教育推進委員を設置して、また平成6年からは福祉委員を設けて、それぞれの集落の自治会のまちづくりに先駆的に取り組んできたということが言いたかったわけでございます。

昨晚も「農地・水・環境保全向上対策」にかかる事務作業の説明会があり、私

も出席させていただきました。来年3月までに準備・検討して決めていかなければならないことがたくさんあります。事務担当者は、5年間代表を替えない方がいいのだけれどと、しきりにおっしゃっておられました。来年度の自治会の役員を決めることと同時に進めなければならないので、大変なのです。次の年の役員を決めるのも大変なのに、これ以上役をつくらないでほしいと言われる方があるかも知れません。

まちづくり委員会と自治会の役員さんとの役割分担が難しいかも知れません。基本的には、単年度で終結する課題や毎年の行事等は自治会で担い、通年にわたって取り組まなければならないことは、まちづくり委員会だと考えた方がいいかも知れません。そのことによって中・長期的なビジョンも立てることができ、集落を今より住みやすく変えていくことが可能だと思うからであります。

竜王町の独自施策として、自ら考え自ら行う事業があります。それぞれの自治会の様々な課題解決のために、まさしく自治会自らが行政や他に頼らず考え自らが行動する、大変効果的な事業であると思っております。本年度からも、3年の期限の中での取り組みが始まっております。この事業の現状での問題点を申し上げておきます。

それは、受け皿であります自治会の体制であります。3年の枠の中で、1年目に事業を計画した時、その年度内で完了しなければならないため、2年目・3年目の役員さんのために枠を残してやらねばとの考えが働き、事業規模等にブレーキがかかるということがございます。また、1年目・2年目に、もしわずかしか取り組まれなかった場合、3年目の役員さんはいきなり1年間で大きな枠を消化するとの考え方が起きないとも言えません。それぞれの年度で十分な引き継ぎがあれば解決できる問題かも知れませんが、現実には、単年度ごとに考えているのが現状かと思えます。まちづくり委員会があれば、複数年にわたって地域課題の把握や対策が立てられるのではないかと思うのであります。このことについていかがお考えか、お尋ねいたします。

なお、「農地・水・環境保全向上対策」の組織が今後もまちづくり委員会に発展することを願っているというご回答をいただきましたが、私もそのように思っております。よろしくお答えいただきたいと思います。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいま勝見議員さんから再質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

ただいま、平成18年度から3カ年にわたりまして、自ら考え自ら行う事業を推進いたしております。そのことに関わって、自治会とまちづくり委員会との兼ね合いについてのご質問をいただいております。

自ら考え自ら行う事業につきましては、町の単独事業補助金に変わるいろいろな施策につきまして、各自治会で自ら考えていただいて、それに沿って計画を出していただき、町が認定させていただいて、その2分の1を補助させていただくという制度でございます。

ご案内のように3カ年でやっておりますが、各自治会によりましては様々な計画をお立てしていただいているのは事実でございます。そうした中で、3カ年の事業を1年度にされる自治会もございますし、その3カ年の配分を3年間に割りながら計画的に進めていただける自治会もございます。また、若干当初の年度はできなくて、2年度・3年度に繰り述べてされるところもございます。そうした中で、勝見議員さんがご指摘のように、その1つの計画の具体化につきましては、その自治会での役員体制に問題があるのではないかとというご指摘もいただいております。

そうしたところへ、近江八幡市の野田町の自治会連絡協議会へ先進地研修に行ってくださいました。ご案内のように、近江八幡市の野田町は35余りの自治会でございますが、その自治会の組織としては、野田生産組合・野田自治会あるいは「野田町まちづくり委員会」というような構成になってございます。そうしたところで、やはり自治会と生産組合、あるいは野田町まちづくり委員会は、趣が違うのではなかろうかというような思いもいたしております。

そういった意味から、生産組合は竜王町でもたくさんございますし、2点目のご質問でございましたように、今回、「農地・水・環境保全向上対策」の狙いは、いわゆる農家と農家でない住民の皆さん方すべてが取り組んでいただく事業でございますので、そういった意味がまちづくり委員会の方に発展すれば、町としても大変ありがたいなという思いで答弁をさせていただいたところでございますので、よろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 通告の質問には、若者定住にもつながるのではないかとということで触れておきましたので、そのことについても少しは発言をしていきたいと思っております。

私は、竜王町に若者が住むための住宅地の整備をすることも大変大事なことで

と思いますが、竜王に生まれた若者が竜王に住み続けてくれるためにはどうしたらいいか、このことをもっと考える必要があると思います。

なぜ若者は出ていくのか。それは、自分が住むところは、生まれたところでもいいから、ここでなくてもいいからと思っているからだと思います。それだったらもっと便利なところへ住もうと、こういうことなのかなと思います。だから、私は、若者に自分が生まれたところ、今住んでいるところを好きになってもらうことが一番大事なことだと思っています。

自分の住んでいるところを好きになるとは、どうしたらいいのでしょうか。それは、地域との関わりを持つことだと思います。例えば、地域の中で、一人一役ぐらゐの役割をいっぱいつくります。何か1つの役割を与えられると、人は与えられた役割は責任を持ってやり遂げようとし、周りからは期待もされます。自分の存在意義が感じられます。地域と関わるのが苦痛でなくなってきました。そして、地域が好きになっていきます。いつしか、自分の住む地域をもっとよくしよう、住みやすくしようと思うようになると思うのです。

計画ビジョンが長期になるということは、世代をつなぐことにもなります。先輩が後輩を育てることにもなります。そのためにも、長期ビジョンに取り組むことができるまちづくり委員会の設置が望まれるわけです。

自律推進計画の中に出てきた地区担当職員の役割は、このような組織に対して、まさしく協働（協力して働く）に有効な力を発揮してくれるものだと思いますが、若者定住に関しての私の考え方に対していかがお考えか、再々質問としてお尋ねさせていただきます。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 勝見議員さんから再々の質問でございます。若者定住、その手法の1つとして、長期ビジョンを各自治会で考えるまちづくり委員会がぜひ必要ではなかろうかというご質問でございます。

当然のことながら、町長の施政方針にも出ていますように、若者が住みたくなるまちというのを当然のことながら進めているところでございます。しかしながら、竜王町の場合は、青年団活動等も活発でございますが、やはり若者がどんどん都市の方へ流れていくという傾向も一方にはあろうかと思っております。

こうした中で、地区担当職員は住民と行政の協働という立場で大変重要かとも思いますし、やはり若者の方がそういった地域に対して、住んでよかった、住みたくなる、やはり生まれたところに住むという考えを持っていただくためには、

その地域のいろいろな福祉とか教育、まちづくり、あるいは防犯、災害等に若い方が関心を持っていただくということが大事でなかろうかと思えます。

そういう意味で、地域におけるこれからのまちづくりの担い手は若者だと思いますし、そういったものがどんどんそういう地域づくりに参加をしていただけるようなまちづくり委員会というものがぜひ必要であるというように認識いたしております。

そういう意味で、「地区担当職員」につきましても、地域のまちづくりは地域が主体的ではございますけれども、いわゆる行政とのパイプ、いろいろな意味で、先ほど答弁で申し上げましたように、オールマイティな職員の立場も含めまして、「地区担当職員」が地域づくりにいろいろな面に関わらせていただくということも大変重要な役割ではなかろうかというように考えております。

いずれにいたしましても、若者定住と地域づくりというのは、決して切っても切れない関係でもございますし、そういった意味からの協働のまちづくり委員会についても重要なものであるというように認識いたしております。以上、お答えとさせていただきます。

○3番（勝見幸弘） ありがとうございます。

○議長（中島正己） 次、12番、山田義明議員。

○12番（山田義明） 12番、山田義明。竜王町の行財政改革について伺います。

私たちのまち竜王町は、個性あふれるたくましいまちづくりに向かって邁進しています。将来にわたって自律できるまちを持続推進していくいくために、合併する、しないという枠にとらわれることなく、戦略的で大胆かつ具体的な実行計画として自律推進計画の実行に取り組んでいる今日ですが、計画どおり進んでいるのか、焦点を絞り次の点について質問します。

1点目、民間活力導入業務等の検討で、平成19年度を目標に「国民健康保険診療業務」、「学校給食業務」等においては、今日的な行政の役割を踏まえながら、民間活力の導入を視野に調査・検討を進めていることについて。

2点目、外郭団体運営改革で、アグリパーク竜王・道の駅竜王かがみの里を平成18年度に統合し、効率的な経営を図ることについて。

3点目、社会福祉協議会・シルバー人材センター運営改革では、平成17年度から行政として指導を行い、自主財源での運営を目指すことについて。

4点目、観光協会経営改善では、民間的な経営手法の導入により、魅力的な事業展開を進めることにより、自主財源を確保することについて。

以上、この4件につきまして、いずれの件につきましても大変重要で実施が待たれています。進捗状況ならびに今後の進め方について、また、取り組みにあたっての決意を町長に伺います。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 勝見助役。

○助役（勝見久男） ただいまの山田議員からの行財政改革についてのご質問につきまして、私よりお答えさせていただきます。

特に、ご質問の件につきましては、行財政改革の中でも民間活力導入や外郭団体の運営・改革に対しまして、その取り組み状況についてのお尋ねでございます。

第1点目は、民間活力導入を検討する業務として、特に「国民健康保険診療業務」ならびに「学校給食業務」について、その一定の方向性を見出していきたく考えております。

現時点といたしましては、「国民健康保険診療業務」は、今後の民間活力導入に対して、既に関係者の皆さま方、また関係部局に対しまして、その協議・検討をいただいているところであります。この件は、医療業務に加えまして、町民皆さん方の健康予防という観点もありますことから、民間活力導入の形態やその実施時期についても、十分な調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

また、「学校給食業務」についてであります。調査・検討を進めているところでございますが、公設民営に関しましては、大規模な施設改修等が必要となってくるのではないかとすることも考えられますことから、今後の施設整備などのあり方も十分踏まえて判断をしていく必要があると考えております。なお、併せて、運営状況に合わせながら、配膳・調理・洗浄等の業務の中から段階的なアウトソーシングの実施に向けまして、現在、調査検討中でございます。

第2点目の外郭団体の運営改革につきましてでございますが、(株)アグリパーク竜王ならびに(株)竜王かがみの里の第3セクターにつきましては、本年度より事業等の連携や経営方策等の情報交換に努めておりまして、現在、今後の両社の統合を見据えながら、現場での検討に着手をしているところでございます。

両社は、同種・同様な事業体といった見方もできますが、それぞれに関係する事業者および関係者、また、事業展開の機関・経緯・営業方法等も個々特徴がある部分もございます。一定の時間は必要と考えられますが、今後、これらの調整を十分に踏まえながら、それぞれのメリットも見出し、その目標の達成に向けまして、町としても関わってまいりたいと考えております。

また、地域振興事業団におきましては、行政との人事交流等を図る中で、効率

運営に向けまして管理体制の見直しなどを進め、現在では、今後の事業運営のあり方について、特に、次年度事業への反映に向けまして、「事業拡大分野」「食堂売店分野」さらに「プール採暖室分野」における業務効果の分析による各分野の改善・改革の検討を行っているところであります。特に、この第3セクターならびに事業団につきましては、指定管理を受ける中、新たな視点での経営改善に取り組んでいるところでありますが、大きくは、その組織体制やあり方について、現在の調査・検討状況を踏まえて、できるだけ早くその実行が必要と考えておりますが、自律推進計画の目標であります平成19年4月からのスタートは難しい状況となってきております。

3点目の社会福祉協議会ならびにシルバー人材センターにおきましても、本町の財政事情や行政改革の取り組みを十分認識いただく中でご努力をいただいているところでございます。

特に、社会福祉協議会におきましては、内部に改革改善の検討会議を設置いただきながら、「法人運営分野」「地域福祉分野」「在宅事業分野」において、それぞれの方針を立てながら、平成18年度より対応に努めていただいております。この中で、現時点では、退職職員の不補充を原則としながら、実質的な福祉サービスの低下を招かぬよう、事業運営のあり方や地域での広がりに向かって取り組まれているところでございます。

第4点目の観光協会につきましても、先ほど第3セクターでも申し上げましたように、観光部門における事業等の連携や一体化に取り組んできておまして、今後の第3セクターの統合を見据えながら、さらに本協会との関わりについても、あわせて現場での検討に着手をいただいているところでございます。

また、本来の観光協会のあり方についても、協会内において検討部会を設置していただけてきたところでございます。このことから、観光協会を含めた第3セクターの統合につきましては、実現にはある程度期間は必要と考えられますが、今後精力的な検討を行いながら、できる限り早い時期にその方向性を固めていきたいと考えております。以上、山田議員への回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 山田義明議員。

○12番（山田義明） 回答をいただきましたが、まず1点目の「国民健康保険診療業務」「学校給食業務」等という格好で、それ以外にも含まれるのではないかなというように私は思います。例えば、図書館業務とか公民館業務につきましても、これまた、それなりに民間活力が導入されていい業務だと私自身は思っております。

す。

なおかつ、最近いろいろと合併等の話もございまして、合併をいろいろ考える前に、非常に竜王町の行政サービスにおきまして、福祉の関係で大変忙しい等の話も聞いております。これらの方を補充するためには、こういった民間活力を導入いたしまして、役場の職員さんの人員配置を考えていただく等もしていければ、かなり柔軟な体制にサービス業務がついていけるのではないかと思います。だから、公民館あるいは図書館業務についてはどのように考えておられるのかをお尋ねしたいという点でございます。

それから、2点目とおよび4点目につきましては、外郭団体ならびに事業団ならびに観光協会等の、これらに関連のあるお話をさせていただいたわけですが、アグリパーク竜王ならびに道の駅かがみの里につきましては、こういった格好で統合に前向きな話ということと併せて、妹背の里の件でございますが、事業団の中には、ちょっと事業団とは外れると言うか、妹背の里の業務に関わっておられます。そういった業務は、できることなら、こういう観光関係に取り入れるような話だと解釈しておりますが、また併せて、観光協会につきましても、これも北海道のニセコの方にも行かせてもらったわけですが、この観光協会につきましては、道の駅と同様にされているということでございます。

そういったことで、このように非常に合併後のことを考えますと、竜王町の足を早いこと固めておいて、合併になって、ああこれは大変なことになったなということで、いろいろな外郭団体、あるいはこういう協会等が混乱しないようにその辺を考えてもらいたいと思うのですが、そういったことで、この2件ですけれども、ひとつまたよろしく返答をお願いしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 勝見助役。

**○助役（勝見久男）** ただいま再質問ということで、2点ご質問をいただきました。

まず、1点目の図書館、あるいは公民館についてはどうかという質問でございます。先ほど申しました、いろいろな部署の検討の中にも、図書館・公民館のそういった体制についてどういうようにもっていくかということも当然含まれておりまして、しかし、教育機関ということもありまして難しいところもあるのですが、しかし、町全体を眺めて見ますと、この施設につきましても今後一定のアウトソーシングと申しますか、そういうことが考えられないのかということも検討していかなければならないということでございます。

そういう中で、町全体としましての行政サービスをいかに維持していくかとい

うことを考えますと、当然、先ほどご指摘のありました福祉分野の体制についてこれでよいのかという部分もありますので、そういった中での考え方から図書館・公民館につきましてのアウトソーシング、あるいはまた、それに準ずるそういった体制・考え方ができないかということで、今、検討もしているわけでございます。新年度からに向けましてのそういった体制について、一定人的な交流も図る中でそういうこともできないかということで検討もしてまいりたいと思っております。

それから、関連のあるアグリパーク竜王、あるいはかがみの里と妹背の里についてでございますが、妹背の里は、地域振興事業団が今、管理をいたしております。そういうことから、第3セクターのいろいろな統合の検討の話の中に、当然、地域振興事業団の妹背の里の話もありますし、地域振興事業団そのもののいろいろな業務運営についての検討の課題の中にも、当然、第3セクターの統合の話もありますので、今話のありました妹背の里の施設については、地域振興事業団ではなしに、(株)アグリパーク竜王であるとか、また、かがみの里であるとか、そういうところで管理運営するのがよいのではないかという意見も当然出ておまして、そういうことも含めて今検討させていただいているということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 山田義明議員。

○12番（山田義明） いろいろと回答をもらったわけでございます。民間活力導入業務等につきましては、職員さんの定常業務という面も非常に多いわけでございます。ひとつ、できれば職員さん企画業務、あるいは研究業務とか、そちらの方ばかり重点になるので、ひとつそういう方向で考えていただきたいなと思っております。

そして、また外郭団体ならびに事業団や観光協会につきましては、いろいろとその団体さんに経営努力もしていただかないといけません、つきましては、こういった合併にあたりまして、いろいろとまた町もご支援をお願いしたいと思っております。これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで午後2時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 残っています3つについて、通告に従って質問をさせていただきますが、傍聴の方もお疲れのご様子でございますから、再質問しなくてもいいような答弁をよろしく願いいたします。

外出支援ボランティアに支援をとということで質問します。NPO法人として外出支援ボランティアが発足していますけれども、法人としても経営が成り立たない状況があります。介護保険で外出支援を選択できない要支援1・2の人たちは、病院に通うにも、ちょっと買い物に行くのにも不自由で、ボランティアに頼っておられるのが現状となっています。

それでも医療費負担の増とNPOに変わってからは、費用負担をお願いしていることから利用の手控えが起こり、法人立ち上げにも関わらず存続の危機を迎えている状況です。私もボランティアの一員なのですが、利用者は大変喜んでおられますことから、何としても存続させたいものと思っています。

もともと社会福祉協議会に町が委託されていた事業で、その後ボランティアを募り、社会福祉協議会が運営されてきました。法などの制約があつて、今年、非営利活動法人として発足されたものと伺っています。ならばこそ、町が何らかの支援策を講じていただきたいものです。この法人に対する認識を伺うとともに、今後の運営にどのようなご支援がいただけるものか、伺いたいと思います。よろしく願いします。

**○議長（中島正己）** 北川福祉課長。

**○福祉課長（北川治郎）** 若井敏子議員さんから外出支援ボランティアに支援をとということでご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

外出支援ボランティア「スマイル」につきましては、昨年2月にNPO法人の認証を受けられ、また、この9月22日は道路運送法第80条の許可を受けられ、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、有償で外出支援を始められたところでもあります。

ご質問の中で触れていただいておりますように、特に、外出支援の介護サービスが受けられない要支援1・2の利用者の方々は大変喜んでおられることと存じます。このように、ボランティアの皆さんがこうした法人を立ち上げられ、高齢者等の支援に積極的な活動をいただいておりますことに対しまして敬意を表するところでもあります。

この外出支援の事業対象者につきましては、ご承知いただいておりますように、竜王町内に住所を有しておられる方で「スマイル」に登録された会員および付き

添いの方、日常の外出において単独ではバス・タクシー等の公共交通機関の利用が困難な方で、介護保険法で定められております「要介護者」および「要支援者」、身体障害者福祉法に定められております「身体障害者」、そのほか肢体不自由・内部障害・精神障害・知的障害により単独での移動が困難な方であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な方を利用対象者とされております。

利用料金につきましては、最初の5kmまでは500円とし、以降1kmごとに100円を加算するという料金体系で運行されております。

現在、利用を考えて会員登録をされておられる方は26名と聞いております。

事業を立ち上げられ間もないことから、法人自体の財政基盤も大変な状況にあると推察するところではありますが、今後の利用される方の増加が進んでいく中で、法人としての基盤を確立されていくものと思います。

ご質問に、法人に対する認識をお聞きいただいておりますのと、今後の法人の運営に対する支援をということではありますが、はじめに法人に対する認識であります。介護保険制度が始まりました平成12年度から5年間、「すこやかサロン」や「外出支援サービス事業」を町の社会福祉協議会に委託し、介護予防や生活支援事業に取り組んできたところでもあります。こうした事業の経過の中で、福祉有償運送ということが出てきたところではありますが、事業展開の選択肢はいくつか考えられる中で、ボランティアによるNPO法人を立ち上げ、移動が困難な方の外出支援を始められたという認識をしております。

次に、今後の運営についてどのような支援がいただけるのかというご質問であります。現状は理解できますが、まだスタートされたばかりであります。まずは利用者の増加と、そのことに伴う経営の安定と健全運営にご努力をいただくということが大事なことではないかと思うところでもあります。そのことをお願い申し上げます。ご質問の回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 土曜日の日にも、実は万葉の里にカラオケのボランティアで行ってきまして、いつもこの「スマイル」を利用されておられる方と少しお話をしていたのですが、介護保険の関係で今まで月4回の外出が認められていると言うか、サービスが利用できる制度だったのですが、制度が変わったのか自分の認定が変わったのか、その辺はよくわからないのですけれども、その方の場合も月2回しか出られなくなったという話になりまして、今、課長は、NPO法人が努力をして利用者を増やせという話なのですが、NPO法人が利用者を増やそうと努

力しても、そういう法的な規制みたいなもので、できない実情も現実にはありまして、本当に利用者を増やすという、どんどん宣伝して使ってくださいというほど、実を言いますと、ボランティアも数はあるものの、それぞれの都合があって、しかも車が2台ということがあって、例えば、朝9時ぐらいにお迎えに行って病院に行く。1台の車がそうして動くと2人の人が、例えば、甲西の方の病院へ行きます、私は野洲の方の病院へ行きますと、それぞれ行ってしまいますと、近江八幡へ行くという人の車がないために、野洲まで行った人が帰って来て、すぐ近江八幡に行って、その人が終わるのを待ちかねて連れて戻ってきて、また野洲へ迎えに走るといふ、本当にその2台の車をフルに動かしても、限度は3人、朝の半日のうちに移動を手伝えるのは3人なのです。そのためにボランティアは3人では済まない。朝の係りと迎えに行く係りと分かれたりすると、場合によっては5人ぐらい必要な場合もあるという。利用者が増えれば経営はうまくいくのかも知れないけれども、利用者を増やそうとすると車も増やさなければならぬという、自分の車で走れなくなりましたので、そういう悪循環と言うか、難しい問題があるのです。

もちろん、会としての努力は当然、たちまち明日も会議ですからそういう話になるのですけれども、現状は本当に、好まれている、喜ばれているサービスであるとは言えるものの、運営はすごく大変なのだということについては、現状も見て貰って、ぜひ認識してもらって、どんな支援をしてほしいかというのはこちらからも要望しなければいけないところなのかなとは思っているのですけれども、町民に必要なサービスとして、町としても何らかの対応が、ほかのところ例えばどんなことをされているのかということも調べるということも含めて、ぜひお願いしたいところですが、そういう認識は、まず大変な認識ほどの程度ご存じなのかということと、ほかのところの状況も含めてご検討いただけるのかどうかということについて、改めて確認しておきたいと思っております。

○議長（中島正己） 北川福祉課長。

○福祉課長（北川治郎） 若井敏子議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答え申し上げましたように、始められて間もないということで、経営の方も運営の方も大変だと思っておるところでございます。

何点かご質問をいただいているわけですが、万葉の里の話で、支援の回数が減ったというお話ですが、外出支援なり、また移動支援ですか、そういったサービスを受けられるわけですが、たぶん減っ

たということは区分が変わったというふうに思うわけでございます。そういう加減ではないかなと思っております。

そして、1日にあちこち利用者が集中するというようなことで、ボランティアの方のやりくりも大変だというようにお話でございまして。基本的には、利用いただく場合には1週間前に申し込みをいただくということで、その中で調整いただくということでございまして、今現在車2台で、そしてまた限られたボランティアの方で運営いただいておりますということで、ご質問いただいておりますように状況は大変だということはよく理解できるわけでございましてけれども、手続き上はそういう部分もございまして、何とかひとつ現状の中でスムーズな対応をいただく工夫もいただきたいなと考えております。

そして、現状と運営状況でございまして、聞かせていただきますと、始めていただいて2ヵ月になるわけでございましてけれども、現在の利用者につきましては、月40名ぐらいになるのではないかなというように聞かせていただいております。そういう中で、経費的にはガソリン代と車の修理代程度は賄えると聞いておられるわけでございまして、ボランティアとして活動いただいております皆さん方の手当については、本当のボランティアというふうに伺っております。始めて間がないので、そういう状況なのかなと思うわけでございましてけれども、さらに、こういった制度があるということもPRをいただきまして、利用者の登録を増やしていただいて、そしてまた経営の安定に努めていただくということが非常に大事ではないかなと思うわけでございまして。

今後の町の対応ということでございましてけれども、今現在のところ、どうのこうのという考えはないわけでございましてけれども、まずは、先ほども答弁させていただきましたように、健全な運営が図っていただけるようにひとつ努力をいただきたいと思うわけでございまして。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） やはり現状をご存じないからですよ。40人の人が、例えば一人1,000円使ったとしたら、月4万円なのですね。いろいろな経費を月割りすると4万円なのですよ。4人とおっしゃいましたけれども、4人はないですね、20人ですね。1,000円の手数料をもらえばいい方かな。診療所とかでしたら、全然そんな金額にはなりませんからね。

やはり現状はご存じなかったのだなと、今の話でいっぺんにわかってしまったのですけれども、本当にそんな状況ではないので、しかも、利用者を増やせ増や

せと言われるのですが、例えば、要介護1の人は誰なのかなんてことは、会員のメンバーでは普通はわかりませんよね。利用者を増やせと言うのだったら、その対象者を町の方から紹介してもらわないことには、それはちょっと無理ですよ。会員のメンバーで要介護1の人は誰ですかと聞くわけにはいかないですからね。

そういうことについての支援は当然されるべきで、例えば、広報でもPRしましょうとか、私はそういう話が出てくると思ったのですよ。町として支援をしてほしいということについて言えば、できることをしてくれたいのですけれども、そのできることが課長にはわからないのだなというふうに出たので、今の答弁を聞きながら思ったので、ぜひそういう、現場の話が直接自分の仕事との関係でわかるような対応をしてもらわないと、現場の生の声を聞きながら仕事をするというのは基本にしてほしいのです。そのことは言っても同じ言葉しか返ってきませんから、それ以上言いませんけれども、これはこの課だけの問題ではなくて、どの課にもついて言えることなので、ぜひその辺はきちんと認識しておいてほしいと思います。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 今とも関連するのですが、介護保険事業の状況についてお伺いしたいと思います。

まず、介護保険事業についてですけれども、介護保険料の納付の状況についてお伺いしたいと思います。私は、介護保険料の減免制度ですとか、あるいは利用料の補助について、今日まで何回か取り上げてきているところですが、介護保険会計に一般会計から繰り入れること、つまり補助をするということについて、国や県から何らかの指示があるのかどうかについて、指示ですとか通達ですとか、そういったものがあるのかどうかについて、まずお伺いしたいと思います。

全国的には、介護保険料の区分を増やすことで保険料の負担を減らすことですとか、あるいは食費やホテルコストに対する補助を一般会計から支出しているという例があります。そういう支援が必要だと考えられる実態はどのように把握しておられるのかについて、2点目にお伺いしたいと思います。

費用負担が増えることで施設の退所を余儀なくされたとか、あるいは利用を控えざるを得なくなったという実態を、現場の担当者として把握されているのかどうか、このことについて3点目にお伺いします。

介護度が軽いと認定されて福祉用具が貸与されなくなった人があったのか。そ

ういう人がもしあった場合、その人に対して機械的に福祉用具を取り上げるというようなことはしていないかどうか、4点目にお伺いします。

5つ目に、ケアプランの作成なのですけれども、認定の申請をした人に対してスムーズに認定がされているのかどうか。ケアプランの作成も同時に進められているのか、実態をお伺いしたいと思います。

6点目、地域密着型サービスは、住み慣れた地域で、24時間お年寄りを支えるというサービスですけれども、今後どのように整備をしていかれるのか、お伺いします。

7点目、地域包括支援センターについて、現在どのような活動をしておられるのか、お伺いします。高齢者の実態掌握やケアマネージャーの支援、高齢者や家族のあらゆる相談を受けることになるのがこの地域包括支援センターですけれども、人員の配置など今後の計画についてお伺いします。以上、よろしくお伺いします。

**○議長（中島正己）** 北川福祉課長。

**○福祉課長（北川治郎）** 若井敏子議員さんから、介護保険事業の状況についてご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

1点目に、介護保険料の納付状況についてお尋ねをいただいております。平成17年度の納付状況を説明させていただきますと、決算報告の中で報告もさせていただいておりますように、第1号被保険者の保険料の調定額は7,504万円で、収納額は7,373万4,800円ということになっております。収納率は98.3%ということでございます。

2点目に、介護保険会計に一般会計から繰り入れることについて、国・県から何か指示があるのか、お尋ねであります。介護保険法で費用負担が定められておりますが、市町村の一般会計における負担につきましては、ルール分として介護給付および予防給付に要する費用の100分の12.5に相当する額を負担するということが定められております。

3点目に、全国的には、介護保険料の区分を増やすことで保険料の負担を減らすこととか、食費やホテルコストに対する補助を一般会計から支出しています。そういう支援が必要だと考えられる実態を把握しているのかというお尋ねであります。介護保険制度の中で、低所得者に対する負担の軽減について配慮もされているところでありますが、対象外になる方もあって、施設利用にかかる食費や居住費の自己負担が重くのしかかっているということは聞き及んでおります。

4点目に、費用負担増で施設の退所を余儀なくされたとか利用を控えざるを得なくなったという実態を、現場の担当者として把握しているのかというお尋ねであります。介護保険制度が改正されましたことによりまして、町民の方が施設を退所されたとかサービスの利用を控えられたということは、聞いておりません。

5点目に、介護度が軽いと認定され、福祉用具が貸与されなくなった人があったか。その人に対して機械的に取り上げるということはないか。9月の期限以降どのように指導されたかというお尋ねであります。介護保険制度が見直され、どんどん高齢化が進んでいき、また、給付の適正化が課題となる中で、介護予防ということが重視されてまいりました。介護度の区分も要支援1・2、要介護1～5というように、予防にも力を入れていくという区分内容になっております。

今まで、特殊寝台の貸与サービスを受けておられた方で、要支援1・2と要介護1に認定された方は、この10月からは貸与が受けられなくなり自己負担となりました。また、このことを機械的に行っているのではないかということですが、認定調査における面談により本人の状態を十分に把握して、認定調査会で決定がされており、ご質問のような対応にはなっていないと考えております。

10月以降の対応につきましては、ケアマネ連絡会議を行い、指導を行っております。

6点目に、認定調査のスムーズな流れについてお尋ねをいただいております。認定調査は、原則、申請から約1ヵ月で審査を終えるということになっておりますが、今年度は制度改正もあり、また、年度当初に新規の申請も多くあり、認定作業が若干遅れました。ご迷惑をおかけしましたことに対しましてお詫びを申し上げますとともに、スムーズな処理を進めるため内部協議を重ね、円滑な事務処理に努めているところであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

7点目に、地域密着型サービスの整備計画についてお尋ねをいただいております。竜王町介護サービス基盤整備計画に基づき、地域密着型の施設整備を進めております。高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して生活を継続していただくために、小規模の施設整備を行い、認知症高齢者の生活を支援するものであります。

竜王町におきましては、小学校区ごとに整備計画の内容を定めております。竜王小学校区におきましては、計画期間を平成17年度～平成19年度と定め、認知症高齢者対応型デイサービスセンター1ヵ所、認知症高齢者対応型グループホーム1ヵ所、小規模多機能型居宅介護施設1ヵ所であります。このうち認知症高齢者対応型デイサービスセンターと認知症高齢者対応型グループホームにつき

ましては、平成17年度地域介護・福祉空間整備事業等交付金事業でNPO法人が取り組まれております。

また、竜王西小学校区におきましては、認知症対応型デイサービスセンター1ヵ所、小規模多機能型居宅介護拠点施設1ヵ所の整備を考えておりますが、計画期間につきましては、現在のところ定まっておりません。今後、高齢者保健福祉計画策定委員会を開催する中で、計画期間の策定をしていく考えであります。

以上、若井敏子議員さんの福祉課の関係のご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 松浦健康推進課長。

**○健康推進課長（松浦つや子）** 引き続きまして、若井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ケアプランの作成状況についてでございますが、認定審査会で二次判定がされ、町が介護認定した方に対しまして、介護支援専門委員（ケアマネージャー）がケアプランを作成することになります。

認定区分につきましては、要支援1・2、要介護1から5、非該当の8区分になりますが、これらのうち要介護1から5の認定を受けられた方については、町に参入されている居宅介護支援事業所の介護支援専門員がケアプランを作成することになっております。また、要支援1・2の方と非該当の方につきましては、地域包括支援センターが介護予防のケアマネージメントを担当しております。併せまして、要支援1・2の方のケアプランにつきましても、居宅介護支援事業所の介護支援専門員がケアプランを作成してもよいことになっており、現在、両方で対応しているようなところでございます。

いずれの場合におきましても、ケアプランの作成につきましては、介護支援専門員、それから利用者・家族・サービス担当者（事業所）と包括支援センターの職員も入りましてサービス調整会議を開催し、目標を設定、それを達成するための支援メニューとかサービスを検討して、きめ細かな支援ができるようにしております。

11月末現在の要支援認定者の新予防給付マネジメントの状況であります。101人の要支援者で一部委託で作成されているのが63人、包括支援センターで作成しているのが1人、未利用者および住宅改修のみが37人となっております。

次に、町民の心身の健康保持および生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するため、今年4月から地域包

括センターを設置いたしました。特に、本年度は、介護予防事業と自立支援に力を入れておまして、おたっしや教室の全自治会での実施を目標に取り組んでおまして、現在のところ 26 自治会において 3 ヶ月間のおたっしや教室を開催していただきまして、3 ヶ月が終了後も継続的に月 2 ～ 4 回の教室を開催いただいております。今後も引き続き自主的に行っていただくため、指導者を養成し、活動の継続をお願いしているところでございます。

また、結核検診ならびにおたっしや教室開催時の基本チェックリストによりまして、特定高齢者候補者を選定いたしまして、スクリーニングを行い実態把握をする中で、介護予防プランを作成するとともに、認知症予防、うつ閉じこもり予防、口腔・低栄養改善の教室を開催するために、高齢者訪問を実施いたしまして実態把握に努めております。

ほかにも高齢者・障害者や家族のあらゆる相談も受け入れまして、どのような支援が求められているかなど、きめ細かい指導を行うとともに、社会的弱者に配慮した事業、例えば、権利擁護事業とか、包括的・継続的マネジメント事業、また配食等の任意事業等を行っております。

なお、人員の配置につきましては、介護支援専門員や保健師、社会福祉士などの専門職をおきまして、高齢者をはじめ障害者や家族の保健福祉の相談や施策に総合的な対応を図ってまいりたいと考えておまして、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7 番（若井敏子）** 先の北川課長の答弁で、全く勘違いをして答弁されている部分がありますので、そこを改めて質問しておきたいのですけれども、費用負担ですが、国や県から、一般会計から入れたらいけないと言われているかという話ですけれども、これは何もルール分の話をしているのではなくて、その文章の前にはきちんと書いていますように、減免制度や利用料補助についての一般会計からの繰り入れはいけないという指示がきているのかということなのですね。

これは、先に答えを言ってしまうと、そんなことはないのですね。もし、あるとしたら、それは間違っているし、あるとしたら、ほかのそういうことをやっている自治体が全国にたくさんあるのに、できないはずはないという話をしようと思って確認していることなのですよ。これは一般会計から入れてもかまわない、これは自治事務ですから、自治体でやる事業ですから、だから国にとやかく言われるものではないのだということについて認識をまず伺って、答えはありま

せんでしたので、そういうものですよと、わかっていますかということをもまず一番に聞きたいと思います。

それから、福祉用具の問題ですけれども、これも全く勘違いをされているのだと思うのですけれども、本人の状態を把握して決定されたのだという、そこを聞いているのではなくて、福祉用具の取り上げを機械的にやってないかどうかという話です。本人が特殊ベッドを使いたいと、今後も使いたいのだと。ところが、介護保険の制度が変わって使ってもらえなくなったのだと。そのことに対してどういうふうに今後していくかということについて、十分話ができているのかどうかということです。利用している本人との問題です。認定審査会できちんと審査をしたのだとかいう問題ではないのです。そのことを聞いているのです。

おいでになったということなので、ちょっとびっくりしているのですが、何人おられたのですか。そのベッドについてと、あとほかのものもあるのかなと思うのですけれども、何人おられたのか。今まで借りて使っていたけれども使えなくなった人が、結局何人おられたのか。ベッドだけではないと思うのですけれども、そのあたりの状況もお伺いしておきたいと思うのです。

どうおっしゃいましたか。負担が非常に大変で施設の利用を手控えているとは聞いていないけれども、負担の軽減の対象外になって、非常に自己負担が増えて困っているというように聞いているとおっしゃったので、聞いているのだったら何とかできませんかという話なので、何とか考えていますか。この3点をお尋ねします。

**○議長（中島正己）** 北川福祉課長。

**○福祉課長（北川治郎）** 若井敏子議員さんから再質問で3点いただいております。

まず、費用負担の問題でございますが、ルール分を回答させていただいたわけでございますが、基本的に、制度の中での考え方として示されておりますのは、いわゆる減免にかかる部分につきましての一般会計からの繰り出しについては適当でないという考え方が示されております。それをもしするとするならば、やはり特別会計の中ですべき問題であるというふうに考えるわけでございます。一般会計からの繰り出しについては、そういう考え方でおります。

そして、福祉用具の関係でございますが、調査の段階で、どうしても区分が決まりますので、これはもう裁量が入らない部分があるわけでございます。そういったものが、先ほども話をさせていただいておりますように、要支援1・2、そして要介護1になった場合については、ベッドの貸与を受けられないということ

でございます。

それ以外に、調査の中でどうしても出てこない部分につきましては、サービス調整会議等の中で検討していくというような部分もございまして、一律機械的に処理をしているということではございませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そして、この制度改正によりましてどれだけの方が使えなくなったかという数字でございますが、それは把握しておりませんので、お答えができないので、ひとつご了解をいただきたいと思います。

そして、先ほどの減免の関係でございますが、施設を退所された方の問題でございますけれども、低所得者に対する軽減措置というのはされているわけでございます。それは負担区分によりまして1から3というような段階が設けられているわけでございますが、そういった方々につきましては軽減措置と受けられるということで制度を適用されているわけでございますけれども、比較的所得のある方については低所得の軽減対策の対象にならないというようなことで、国が示しております基準費用額というのがございますけれども、食費・居住費、そうした部分でございますが、それを全額負担されなければならないというようなこと、そしてまた部屋代を加算されるというようなことで、ご本人に対する費用負担が多いということで、施設の利用を控えられるということは聞いているということで回答させていただいたということでございます。介護保険では3つの対象施設があるわけでございますけれども、特に老人保健施設でそういう事例が多いというふう聞いております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 本当に介護保険法の改正で利用手控えみたいなことが起こっているという状態を、あなたは聞いていますか。利用の手控えが起こっているということを聞いていながら、自分の痛みにならないというその神経が非常に疑問に思うのですよ。一人ひとりの状況というのはもっと大変なものではないのかなと思うのです。

先ほど、適当ではないと言われているという減免の制度、あるいは補助の制度ですけれども、これは先ほども言いましたけれども、介護保険というのは自治事務なので、市町村でやれる話ですよ。だから、全国でその現状に見かねて、例えば、ベッド貸与などに対しては、500円だけを負担してもらったら、あとは行政がもちますよとか、保険料にしても免除の制度とか減免の制度とか、そういった

ものを全国でいろいろ工夫して実施しているのですよ。そこに目が向けられないという担当者の神経が本当に、私も言いながら自分でもぐぐっとくるものがあるのですけれども、しかも数を掌握していないと。厚生労働省から連絡文書が来ているのですよ。来ていませんか。もらっているでしょう。機械的にしてはいけないと、福祉用具を機械的・一律的に回収してはいけないという文書は来ていませんか。8月に来て、11月にもう一度改めて来ているはずですよ。こういう話を県から聞いているのではないですか。福祉用具の対応の取り扱いの緊急調査をしたと。非常に機械的な取り扱いが増えているから緊急調査をしたというのが11月ですよ。8月には、機械的にしてはいけないという文書が出ているのです。

なぜかと言うと、今言われたみたいに、数を知らない、状態を把握していないということがあったらいけないから、国はもう一度調査をし直されたのです。だから、このことについては、今も言っているみたいな、いろいろな補助制度をつくっている自治体がたくさんあるのです。だから、数もわからないけれども機械的にはしていませんと、そんなことは言えませんでしょう。機械的にするなという中身は、ただ単に、こういうところで決まったからいけませんという話ではなくて、利用している人ときちんと話をして、どうしますか、自分でお金を払って借り続けていきますかと、それができなかつたら、こちらに引き上げていかなければならないのですけれども、どうされますかと、国の指示はそういう声かけをするようにという指示なのです。こういうものが来ていると思うのですよね。来てないですか。私が持っているのに、なぜあなた方に来ていないのですか。そんなはずないではないですか。

そういうふうなきめ細かな温かな対応を町がしているのかということを確認しているわけですから、まず自治事務だということについての認識と、こういう通達を見ているのか、見ていないのか。見ているけれど知らないのか、放っておくのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

それからもう1つ、税の関係で、介護保険を利用している人は所得税の減免制度がありますね。税務関係の課長の方から、その制度について説明してください。

**○議長（中島正己）** 北川福祉課長。

**○福祉課長（北川治郎）** 若井敏子議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

福祉用具のことにつきましては、先ほど答弁をさせていただいているわけですが、取り扱い等につきましては、確かにおっしゃっているように県からの文書が来ております。

おっしゃっていますように、利用者に対しまして理由をきちんと説明する中で理解を求めていくということになっておりまして、そのことは、先ほども答弁の中で申し上げておりますように、ケアマネ会議等もさせていただく中で、そういうことを徹底しながら十分な対応をしていけるように、そういう体制をとっておりますので、よろしく願い申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 自治事務は。

○議長（中島正己） 北川福祉課長。

○福祉課長（北川治郎） 先ほどの費用負担の問題でございますが、制度の中で3原則というのがございます。それに基づいて介護保険制度・会計が運営されていますので。先ほどそういうようにおっしゃいましたので、自治事務ではないかという説明をさせていただいたということです。

人数につきましては、先ほど申し上げておりますように、現在把握しておらないということでございますので、今後調査してまた回答させていただきます。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） 若井議員さんから介護保険の減免制度につきましてのご質問をいただいております。社会保険料の控除でございます。国民健康保険あるいは介護保険料につきましては、社会保険料の一部として国税等での控除がされます。

ただいまご質問いただきました若井議員さんの質問につきましては、後日またご返答させていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○議長（中島正己） それでは、次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 最後の質問ですので、簡単に終わらせてください。

お年寄りに対する町の配食ですとか給食のサービスについてお伺いしたいと思います。一人暮らし老人を対象に、給食と配食のサービスが実施されています。利用されている皆さんは、それぞれ一人か二人暮らしで台所に立つことができない人や、したくても材料が揃えられないなど、いろいろな事情でこのサービスを利用されて、大変喜んでおられます。

平成17年の決算では、配食サービスは50万円にもならないようですし、この利用の実態について、それぞれお伺いをしたいと思います。町は、社会福祉協議会に委託されているようですけれども、どのような弁当がどのように配られているのかについて、弁当の中身についても承知されているかについてお伺いしたい

と思います。また、このサービスを利用されている皆さんの声を聞かれたことがあるのか、また、その弁当を食べられたことがあるのか、お伺いをしたいと思います。

なぜこんな質問をするかということですが、聞くところによりますと、弁当づくりをしたいというグループがNPOの立ち上げも検討されていると聞いていますことと、実際この弁当を食べている人が、とても食べられるものではない、こういうふうにおっしゃったものですから、その辺についてお伺いしたいと思います。

特に、NPOの立ち上げも検討されているということで、そういう団体を支援して給食・配食のサービスを充実させていただきたいものだと考えますので、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） この際申し上げます。午後3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時40分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほど若井敏子議員からの質問に対しましての回答の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○議長（中島正己） 北川福祉課長。

○福祉課長（北川治郎） 先ほど、若井敏子議員さんのご質問で、福祉用具の対象者がどれだけ外れたかというご質問でございます。3月末現在で、要介護1の方が45名おられて、福祉用具のレンタルを受けておられたわけでございますけれども、制度改正によりまして33名になったということでございます。12名が対象外になったということでございます。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） 介護保険料の利用料の所得税の控除につきましてのご質問をいただいております。

仰せのとおり、所得税の控除におきましては、医療費控除の対象となるものでございまして、これらの領収書を添付いただきましたら、確定申告で控除対象となると思います。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 若井議員さんからお年寄りに対する町の配食・給食サービスの充実についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

ご高承のとおり、配食・給食サービスは、町内に住所を有する概ね65歳以上の一人暮らし老人、または高齢者のみの世帯、もしくはこれに準ずる世帯の高齢者ならびに身体障害者で老弱、心身の障害および傷病等の理由によりまして、食事の調理が困難な方に対しまして実施いたしております。

配食サービスは、昼食を週5回月曜日から金曜日に、給食サービスは週1回金曜日に、それぞれ社会福祉協議会に委託いたしまして、社会福祉協議会から配食サービスは業者に、給食サービスは地域のボランティア団体（赤十字奉仕団・健康推進協議会）に依頼してつくっていただきまして、配達しております。それと併せまして、見守り活動（安否確認）を行っております。

1点目の配食・給食サービスの実態でございますが、配食サービスは、現在4名の利用で、給食サービスは23名が利用されておられます。

2点目の弁当の中身及び利用者の意向についてでございますが、配食サービスにつきましては、600円の単価で300円の個人負担をいただいております。お年寄りが食べられる旨の話はしておりますが、毎日ですので、日によっては脂こいものもあり、必ずしも利用者のニーズに応えられるメニューになっているとは言えないような状況です。

給食サービスにつきましては、600円の単価で200円の個人負担をいただいております。週1回であり、高齢者向けの献立を栄養士に立ててもらって調理をいただいております。また、一人ひとりの名前を入れた手紙をその中に同封してもらってもおり、毎回好評であるということ聞いております。

町では、配食などのサービス利用申し込みがある場合、関係者が集まりましてサービス利用検討会議を開きまして、個々の状況を把握し連携する中で対応しております。

その中で、配食のお弁当につきましては、常に話題に上がっております、いろいろと対策を検討しておりますが、なかなかよい案が見つからない状況です。弁当づくりをしていただけるグループがおられたら、また、そうしたグループが配食・給食サービスをお年寄り向けに配慮する中で提供いただけると、町としても大変ありがたく、ぜひともお願いしたいと思っておりますし、NPOの立ち上げにつきましても、社会福祉協議会とも相談する中で支援をしていきたいと考えております。

今後も配食・給食サービスの支援・内容などにつきましては、必要に応じまして関係者が連携する中で対応してまいりたく考えておりまして、今後ともご指導、

ご協力を賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 給食サービスについての人気というのは何人かから聞いています、先ほどの発言について休憩中にいろいろ皆さんから言われているのですが、それは配食サービスの問題だということは知っているものは知っているのですが、知っている人と話をすれば通じる話で、しかも、担当も「いつも話題になっている」と話をさせていただいているわけですから、その言葉の適切さについては理解いただける場所だと思っているのですけれども、いつも話題になっていて結果が出てこないというのは、どうしてなのかなと思うのです。

担当の人も、ここへ来ている担当の人ではなくて、「弁当は食べてみたことはある」とおっしゃっていましたから、毎日のことなのでニーズに答えられていない。毎日のことだからこそニーズに答えてほしいではないかと思うわけで、しかも、町としてこういうサービスをしていますと、しかも補助をしているのですというのだったら、やはりいいものが出せるようにしてほしいと思うので、とにかく誰かにやってもらった方がいいのでは済まない問題なので、やはり町としての事業が本当に喜ばれるものであるような努力というものをやってほしいと思うのです。

だから、今の答弁は、結果的には「いい人があったら紹介してください」で終わってしまっているのです、それでは責任が果たせていないと思うので、どういうようにしていくのかについて改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

特に配食サービスにつきましては、今も話をさせていただきましたように、やはり毎日になりますので、私もしばらく続けていたのですが、日によっては脂っこいものもあるということをお先ほど申し上げました。なかなか、健康な者でもそういうことなので、お年寄りにとりましてはやはり脂っこいものだなということで話はさせていただいております。

ただ、つくっていただける場所はあるのですが、例えば、それを配ってもらおうとか、その辺になってくると、なかなか、町内一円になってきますので、その辺が難しいということで、実は先日も社会福祉協議会の方とも、こういう話があるのだということをお話をさせていただきました。

そういう中で、もう少しお互いにその辺について一番よい方法をもう少し検討

しようではないかということで実は話が終わってしまっていて、今後またそういう、つくっていただけるグループがあって、またそれをできましたら安否確認も含めて配っていただけるグループさんを早いこと何とか見つけて、よいような対応をしていきたいなと思っております。若井議員さんのお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 私は、幼児・児童・生徒の虐待防止などについて伺います。

妊娠・出産・育児は、親になった喜びを子どもたちの成長とともに分かち合うのが最良の幸せだと思っています。児童虐待の原因を未然に防ぐことは大変難しいことと存じますが、このような事件・事故が起こらないように、関係機関の対応と対策などについて伺います。よろしくをお願いします。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 竹山議員さんから幼児・児童・生徒の虐待防止等についての質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

先日からテレビや新聞などの報道で連日のように取り上げられております児童虐待につきまして、年々その発生件数が増加し、県内の児童相談所への相談件数は、平成17年度におきましては645件ということで、平成2年度の調査開始以降、最も多くなっているような状況です。県内でも、昨年・今年と、虐待によりまして子どもが亡くなるという痛ましい事件が発生しており、どのまちにでも起こり得る重大な問題となっております。

「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」、「子ども子育て応援プラン」の中で、国および地方公共団体の責務・通告義務、児童相談に関する体制の整備などが定められておりまして、虐待の未然防止・早期発見への積極的な取り組みが求められているところであります。

本町におきましても、平成14年に行政・教育委員会・彦根子ども家庭相談センター・東近江地域振興局・民生委員児童委員、その他支援者などの関係機関で構成される「竜王町こども家庭支援調整会議」を設置いたしております。

調整会議の中では、学校・幼稚園・保育園、保健師などからの報告や発見者からの通告に基づく情報につきまして、情報の交換・共有、事実確認、援助方針の決定や役割分担などを行いまして、児童を虐待から守り、子育ての不安や困難を感じる家庭へのサポートや一時保護、児童の自立支援を行うためのセーフティネットワークを構成いたしまして、多種多様なケースについて対応しているところであります。

児童虐待の未然防止・早期発見のために、町民みんなが関心を持ってもらい、子育ての保護者に対する子育て支援や虐待への通報義務につきまして、今後も引き続き啓発を行ってまいりたく、議員の皆さま方におかれましてもご協力をお願いいたしまして、回答といたします。

○議長（中島正己） 松村教育課長。

○教育課長（松村佐吉） 引き続きまして、竹山議員さんの虐待についての質問に教育委員会としてお答えいたします。

委員会といたしましては、平成17年度より教育支援室を立ち上げまして、各学校・園には虐待コーディネーターを設置いたしまして、児童虐待を未然に防ぐべく教師に研修会を開く一方、虐待マニュアルや早期発見のためのチェックリストを活用いたしまして、経過観察や状況によっては家庭訪問を行うなど、健康推進課の子育て支援係と連携（調整会議）しながら、事の対応に当たっております。

虐待を受けていると思われる児童・生徒がいた場合には、先ほどお話がありましたように、県の彦根こども家庭相談センター（児相）の担当者、また東近江振興局の子ども家庭相談室とセーフティネットワーク、いわゆるケース検討会と言われておりますが、それを開きまして、早急な対応をとるようにいたしております。常に、状況の把握に努めながら、関係機関との連携を密にいたしまして対応いたしておるところでございます。以上、教育委員会の対応を申し上げ、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） ご承知のことと存じますが、1年の世相を現す今年の漢字が「命」に決まりました。これは、誠におめでたい皇室の悠仁親王殿下のお誕生をお祝いするものでありますが、反面、尊い命を虐待などで奪われる悲しい事件・事故が続発した事情によるもので、命の尊厳を訴えられた多くの人たちの願いを込めて、京都清水寺の貫主様が大きな紙面に毛筆で力強く「命」を記されましたことは、大変意義深く存じております。

人として、この世に生を受け、そして、人のやさしさを学校教育・家庭教育で育むことが大切だと、私も最もだと存じますし、先刻、川嶋議員さんのいじめの問題で、教育長さんからもお答えをいただきました。大変結構だと存じますけれども、ただいまのご回答の中で、今後のセーフティネットワークの活用のあり方、さらには、今日までこのことについて、また今後も家庭訪問をされているように伺いしましたが、今日までにこのような事柄で家庭訪問をされたことがあるの

か、ないのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 松村教育課長。

○教育課長（松村佐吉） 虐待ということにつきまして、以前に中学2年生の女子生徒でしたけれども、白髪がどっと見えてきたと。この子はかなり、1本・2本ではなしに白髪がずっと薄く見えてきたということを養護教諭が見まして、この中学生に白髪が生えて、これはおかしいではないかというようなことを発見しまして、そこの子どもたち、生徒がどういう状況になっているのかなど、一度家庭訪問をしようではないかということで家庭訪問されたら、そこから虐待がわかってきたということがありました。

今、先ほどいじめの問題ではないですけども、教師が厳しい目でしっかりと常日頃から見る目、そういったものを教師が持っていなければならないと思います。

先ほどの議員さんが言われました、「命」を清水寺の貫主の書かれた、本当に今年は「命」がこれほど尊いものかなど、これほどみんなが一生懸命考えているのだなということをも私も痛感しております。

何件かの新聞で虐待の記事を見ますと、いろいろな方がコメントを出しております。その中で親さんがどうであったかということ、やはり地域との交わりがなかった、地域との付き合いがなかったというようなことがよく書かれておまして、そういったものを考えてみますと、親とその子どもと第三者と3人の中で生活されていると。そういうところから虐待が起こっていたのではないかなど、そういう記事もたくさん見ました。

今ご指摘いただきましたように、今のところ小・中学校で虐待について家庭訪問等々はしておりません。あれば当然していきますけれども、これもやはり2人体制でしっかりと訪問し、指導し、また関係機関の方にも連絡を取り、みんなで考えていきたいなという思いをしておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 竹山議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、今後のセーフティネットワークの活用のあり方とか、家庭訪問はあるのかというご質問でございます。

先ほども触れさせていただきましたが、セーフティネットワーク（安全網）をいろいろなところに張りめぐらしまして、もちろん教育委員会や関係機関と連携

を取りながら、その辺については今後もしていきたいと思っておりますので、ひとつお答えをさせていただきます。

それから、家庭訪問はあるのかということなのですが、特に健康推進課の方では、乳幼児健診という話もこの前も総務教育民生常任委員会の所管事務調査の中でも話をさせていただいていたのですが、小さい子どもの支援ということで、特に保護者の支援を中心にさせていただいています。そういう中で、家庭訪問も保健師、それから専門の保健師も来ていただいています、一緒になった中で家庭訪問をさせていただいているようなことでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 悲しい事故・事件が起こらないように万全の体制を敷いていただくことを希望いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 続きまして、温泉施設オープンによる交通安全、防犯対策などについてお尋ねいたします。

地域住民の願いでありました「蒲生野の湯」温泉が、来年3月オープンすると聞いています。施設の建設状況と周辺道路の整備状況、併せて今後の交通安全対策および防犯対策などについて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 三崎産業建設主監。

○産業建設主監（三崎和男） 竹山兵司議員さんの「温泉施設オープンによる交通安全、防犯対策等について」のご質問に対しまして、お答え申し上げます。

1点目のご質問は、施設の建築状況と周辺道路の整備状況についてのお尋ねであります。滋賀県高速道路利用センターの福利厚生施設（温泉保養施設等）については、本年9月上旬に工事着工され、来年2月末完成の予定で、鉄骨建屋、屋根・外壁工事は完了し、現在、内・外装仕上工事が急ピッチで進んでおり、来年3月下旬にオープンと聞いております。

また、本施設は、天然温泉「蒲生野の湯」として、竜王蒲生野株式会社が管理運営されることになっており、既に（10月末）開設準備室が設置され、オープンに向けての準備が進められているところであります。

一方、温泉保養施設等へのアクセス道路として整備を進めております町道山之上長池線および町道山之上エビス線道路改良事業については、地元地権者をはじめ耕作者、土地改良工区や自治会などの格別のご協力をいただきまして、本年6

月末に工事着工し、12月末には完成の予定であります。

本路線は、延長478m、幅員6m・片側歩道付であり、交差点には道路照明灯の設置、路面には減速マークや停止線等の表示を施し、交通安全対策や防犯対策に努めているところでございます。

2点目のご質問の今後の交通安全対策および防犯対策等ではありますが、滋賀県高速道路利用センターの温泉保養施設等への年間入場者数は15万人を見込んでおられ、本施設がオープンされると、山之上農林公園一帯は今までよりさらに多くの人々が来場されますとともに、交通量が増加するものと考えます。山之上農林公園一体の交通安全対策および防犯対策等を考えますと、今後とも危険箇所等の点検を行う中で、啓発看板の設置をはじめ防犯灯の設置やカーブミラーの設置、交通標識の設置等を検討してまいりたいと考えます。

また、山之上農林公園を通過する国道477号・主要地方道彦根八日市甲西線・県道水口竜王線については、交通安全施設の設置や道路改良整備によって交通安全対策に万全を期していただくよう、滋賀県に対しまして引き続き要望してまいります。

今後とも事故のない「安全で安心なまちづくり」に向け、行政・地域が一体となって地域安全活動を継続し推進してまいりますので、地元住民皆さま方をはじめ議員各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、竹山議員のご質問の答えといたします。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** お聞きしていたように、工事が順調に進んでいることは大変嬉しく思っています。申し上げるまでもなく、賑わいのまちづくりは心から歓迎すべきことではありますが、その反面、適切にお答えいただきましたけれども、昼間の交通整備はもとより、夜間の警備も大変重要でありますし、特に、お答えをいただきましたけれども、夜間防犯灯の設置の計画も早急にお進めをいただきたいと思っております。

なお、道の駅竜王かがみの里におかれましては、常に警備体制がされているように思いますが、今後、蒲生野の湯温泉に対する防犯はもとより交通安全指導などについて、再度伺っておきたいと思っております。

また、山之上にありますアグリパーク竜王との連携も大変大切なことと存じます。両施設がこのことを契機に、観光・農業の拠点づくりに貢献されるものがありますが、行政の指導について伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 三崎産業建設主監。

○産業建設主監（三崎和男） 竹山議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思います。

交通安全対策あるいはまた防犯対策につきましては、行政また地域が一体となって進めなければなりませんし、また、滋賀県高速道路利用センターの会社あるいはまた管理をします竜王蒲生野株式会社につきましても、そういった防犯対策等については万全を期していただくよう指導をしてまいりたいと思っております。

そして、アグリパーク竜王との連携でございますが、これにつきましても、現在、アグリパーク竜王あるいはまた山之上生産組合、そして高速道路利用センター、そして町と関係者が寄りまして、これから全体会議をするのでございますけれども、1つは直売所の管理運営はどうしていくのか、あるいはまたバーベキューの販売はどうしていくのか、あるいはまた相互の相乗効果をどのようにしていくのか、そして、交通安全対策についても、それぞれに協議をしておりますし、近く全体会議をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） この施設がより多くの人々に愛され、町の活性化につながることを希望申し上げまして、次の質問に移ります。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 続きまして、善光寺川地先の環境美化対策などについて伺います。

竜王西幼稚園・竜王西小学校の児童が通学する善光寺川の周辺が雑草で覆われており、河川敷や川の中まで景観が損なわれています。堤防沿いの松枯れも危険が伴います。防犯対策や交通安全対策などについて伺います。よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま竹山議員さんから善光寺川地先の環境美化対策等についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。ご質問の内容につきましては、児童の通学路である善光寺川沿いにおいて、雑草の繁茂を利用した犯罪の発生、また、枯れ松の倒木による通行者の安全対策の中における環境美化対策のあり方についてのご質問であります。

まず、雑草の処理につきましては、地域の皆さんのご協力による河川愛護、また、シルバー人材センターに委託し除草作業を実施しておりますが、河川内の除草までには至っておりません。

周辺河川が一級河川・砂防河川であることから管理者とも協議はしておりますが、現状といたしましては、地域環境は自ら守っていく社会情勢から、地域における除草について、関係者の皆さま方と協議しながら、景観上また防犯上の死角と考えられます雑草の処理について対策を検討してまいりたいと存じます。

また、松くい虫等による枯れ松の処理につきましては、関係機関と調整を図りながら、その対策について協議しているところでございます。以上、誠に簡単ですが、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** かつては映画のロケ地として大変注目を浴びましたこの地も、撮影が年ごとに少なくなっているように思います。景観を復元することは大変難しいと思いますが、現在の景観を保持することは、「緑と文化の町」を標榜する我が町にとって大変大切なことと思います。このことについて、当局の考えを再度伺います。

また、お聞きいたしますと、町内には758頭の犬が登録されています。美松台のわんわんクラブでは、放置されている犬の糞の処理もされているようですが、特に通学道路が草で覆われますと、心もとない愛犬家による糞の放置は残念だと伺っております。身近な環境対策として、愛犬家に対するマナーなどの指導も伺っておきたいと存じます。よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 再度の質問ということで、特に景観の保持と復元という関係がございます。善光寺川につきましては、砂防河川として整備されておりました、河川の護岸には階段工も設置されております。そして、河川に親しむということも配慮されながら工事がされてきました。

河川で遊ぶ方が増えると、河川もきれいになります。地域の皆さんにもっと河川を使っていただき、地域景観の保持にお力を賜りたいと思っております。以上、簡単ですが、回答といたします。

**○議長（中島正己）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 竹山議員さんの再質問の中での愛犬家に対するマナーの指導につきましてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと

思います。

ご承知のとおり、昨今の社会情勢は殺伐とした状況でございます。このような中で、最近、特に人の心を癒すということで、犬を飼ったり、また猫を飼ったりということで、人それぞれ自分の生活スタイルに合わせた形での社会的なストレスを少なくするように今努めておられるところでございます。このような場合、当然、先ほどおっしゃられましたように、町内には登録されている犬が750頭ほどございます。そのような形で多くの住民の方が犬によって癒されているということも事実でございます。

そのような一面を重きに思う中で、朝夕の散歩には当然、農道あるいは町道等で安全に散歩していただいているところでございます。そのような住民の皆さん方につきましては、当然、散歩専用の道ではございませんので、またジョギングをされている方もおられますので、そういう形で多くの皆さんが公道を利用されているということで、4月・5月の狂犬病注射等におきまして、マナーの徹底につきましてのチラシ等の配布も考えていきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 地域の皆さんや集落の方々に、さらには管理者と協議します、また関係者と検討します、これでは答弁になりません。早くしっかりやっていただきたい。急いで協議・検討はしていただきたいということを希望したいと思ひます。

大変結構な、河川を使うことによって、子どもたちが遊ぶことによって、河川の景観を保つという回答は、大変いい方向だな、いいお考えだなと存じますし、この方向に子ども会なりPTAなり、あるいはその教育関係者ともご協議をされて、前向きにお取り組みをいただきたいと思ひます。

また、心の癒しである犬を飼育している方々に、犬の注射の時にいろいろ啓発なりを積極的にお進めいただきますことを希望申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（中島正己）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後4時22分